

東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務
調達仕様書

令和 7 年 6 月
東広島市 DX 推進チーム

1 業務名

東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務（以下「本業務」という。）

2 本仕様書の位置付け

本仕様書は、東広島市（以下「本市」という。）が発注する本業務の業務内容や要件等を示したものであり、本業務を公募型プロポーザル方式で調達する際の提案説明資料として作成したものである。なお、本業務の最優秀提案事業者を決定した場合は、本市と最優秀提案事業者の間で協議を行い、本仕様書の内容を一部修正する場合がある。

3 用語の定義

（１）公衆無線 LAN

公衆が無線通信を利用してデータの送受信を行う通信システムのこと。

（２）庁内 LAN

東広島市役所本庁舎・支所・出張所、消防署、保育所等、本市の行政業務を行う施設で稼働している庁内向けネットワークシステムのこと。業務用の Wi-Fi に加えて、来庁者向けの公衆無線 LAN サービスを提供するもの。

（３）公共施設 LAN

上記（２）の施設を除く市内公共施設で稼働している施設利用者向けの公衆無線 LAN のこと。施設利用者向けの公衆無線 LAN サービスを提供するもの。

（４）市内公共施設

本業務で公衆無線 LAN サービスの提供対象となる施設のこと。市内の図書館や地域センター、生涯学習センター等、市内の 64 施設を指す。（詳細は別紙「公共施設無線 LAN アクセスポイント設置場所一覧」のとおり。）

4 業務目的

本市で現在稼働している庁内 LAN は、平成 24 年 12 月の稼働開始から 12 年以上が経過し、機器の老朽化が喫緊の課題となっている。本業務は、老朽化した機器の内、コア L3 スイッチ及び庁内無線基盤を更新するものとする。また、本業務においてはデジタル庁が推進するガバメントクラウドやゼロトラストへの移行といった「国・地方ネットワークの将来像」に係る重要な業務と位置付け、選定においては、将来的な構想を踏まえた位置付けについても示すものとする。

また、市民のインターネット利用における利便性の向上を図るため、一部の市内公共施設に公衆無線 LAN を平成 30 年に導入し、整備している。しかし、設置機器の老朽化や利用者ニーズの多様化により、既存機器では十分なサービス提供を実施することが困難になっていることから、既存機器及び提供サービスの更新を予定している。

本業務は、上記の課題を解決するために、市が指定する庁舎施設及び市内公共施設において、庁内 LAN サービス及び公衆無線 LAN サービスを提供するための機器、並びにソフトウェアを調達するものである。

5 課題

本市で整備しているネットワーク機器及び公衆無線 LAN サービスについて、以下の課題を有している。

<庁内 LAN>

庁内 LAN は、一部機器において、保守切れまたは保守の延長（在庫限りのサービス）を行っており、万全な保守が行えない状態である。併せて保守の延長に伴うコストの増加で財政面でも圧迫している。運用管理においては、機器の設定作業等に対応職員が属人化しており、担当職員不在時等は障害発生から復旧するまで時間を要するケースがあり、安定的なサービスを提供できていない状況である。

<公共施設 LAN>

市内公共施設に整備している公衆無線 LAN は、各施設に設置している機器の台数等が限られており、公衆無線 LAN サービスを利用できる範囲が部分的である。（例. 施設のロビー部分では利用できるが、会議室等では電波が届かない。）そこで、各施設への機器の増設を予定しているが、施設の LAN 配線等が十分ではないことから、無線アクセスポイントと LAN ケーブルを接続できる場所が限定される。（施設の廊下や会議室等に情報コンセント類はなく、LAN 配線もされていない。）以上のことから、無線アクセスポイントの中継機能等により電波を延伸することで、より広域で公衆無線 LAN サービスを提供するための方法が求められている。

また、現在整備している公衆無線 LAN サービスを利用するためには、利用者による SNS 認証（Facebook や LINE アカウント）やメールアドレス認証を必要としているが、スマートフォンの操作に慣れていない方や SNS アカウントを持っていない学生等にとっては利用が困難である。このような利用者を含め、誰でも簡単に、かつ安全に公衆無線 LAN サービスを利用できる認証方法が求められている。（例. セキュリティ対策を講じた ID/パスワードによる認証。）

<共通課題>

庁内 LAN で管理し設置している無線アクセスポイントでは、職員用（業務利用）と市民用（一般利用）の Wi-Fi を提供している。併せて、公共施設 LAN で管理し設置している無線アクセスポイントについても市民用（一般利用）に Wi-Fi を提供している。しかし、庁内 LAN の無線アクセスポイントと公共施設 LAN の無線アクセスポイントはそれぞれ独立して管理しており、利用者に要求する認証方式も異なっている。そのため、それぞれに管理コストが発生しているとともに、利用者にとっては同じ市の施設であるにも関わらず、公衆無線 LAN サービスの認証方法が異なる不都合が発生している。

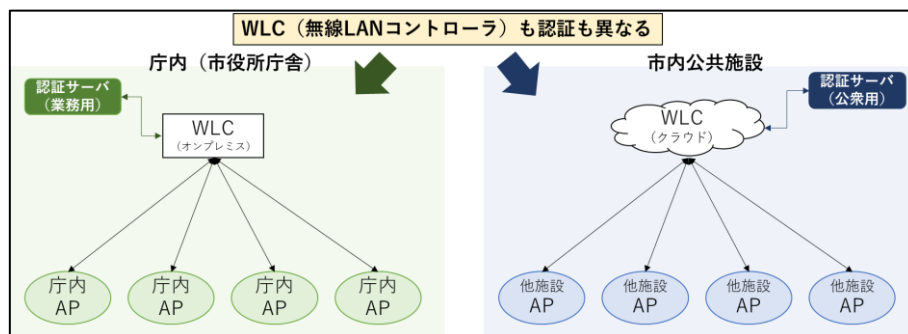


図. 現行のネットワーク構成図

6 前提条件

(1) ネットワーク構成

本業務を実施する上で前提となるネットワーク構成は以下のとおり。

- ✓ 「東広島市役所本庁舎・支所・出張所」とその他の「市内公共施設」はそれぞれ独立している。
(VPN (Virtual Private Network) 接続等で繋がっていない。)
- ✓ 市内公共施設は、それぞれの施設が引き込んでいるインターネット回線を利用しており、市内公共施設同士が VPN 接続等で繋がっているものではない。
- ✓ 本庁舎と支所・出張所は VPN により拠点間接続をしており、拠点から直接インターネットに接続することはできない(本庁経由でのインターネット接続)

※検討段階ではあるが将来的に拠点から一部通信(インターネット系通信)をブレイクアウトする構成へ変更を予定している(時期は未定)

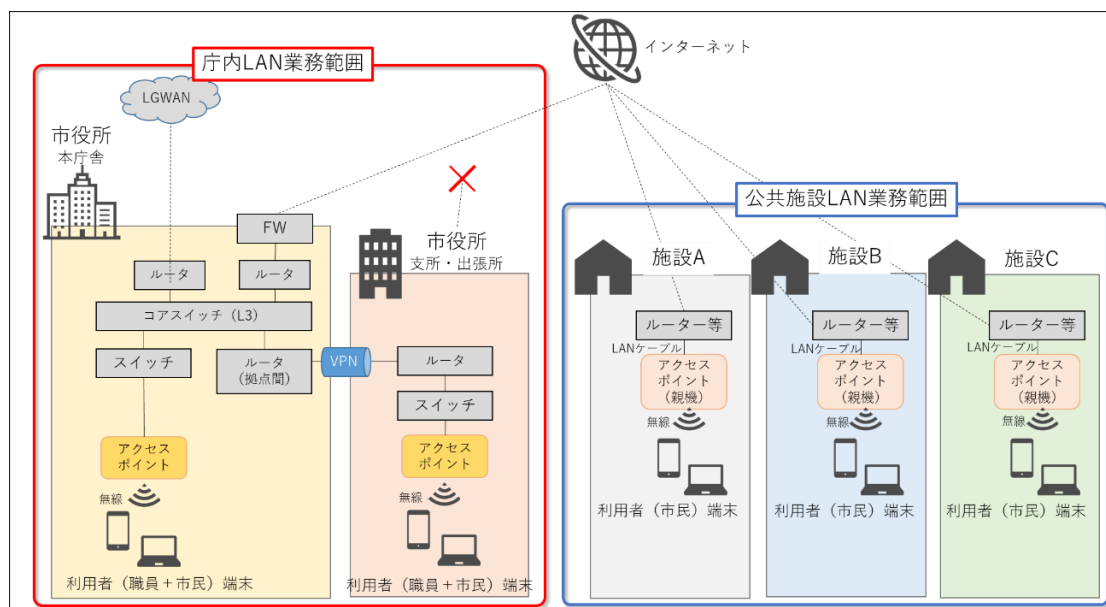


図. 各施設のネットワーク構成

(2) 一般利用（市民向け）Wi-Fi の統合

本仕様書中5「課題」に記載の課題を解消するため、庁内 LAN における一般利用（市民向け）Wi-Fi と公共施設 LAN における一般利用（市民向け）Wi-Fi の認証サーバと認証方法を統一させること。または、それに類する構成にすること。（構成例は下図のとおりとするが、必ずしもこの構成にする必要はない。）

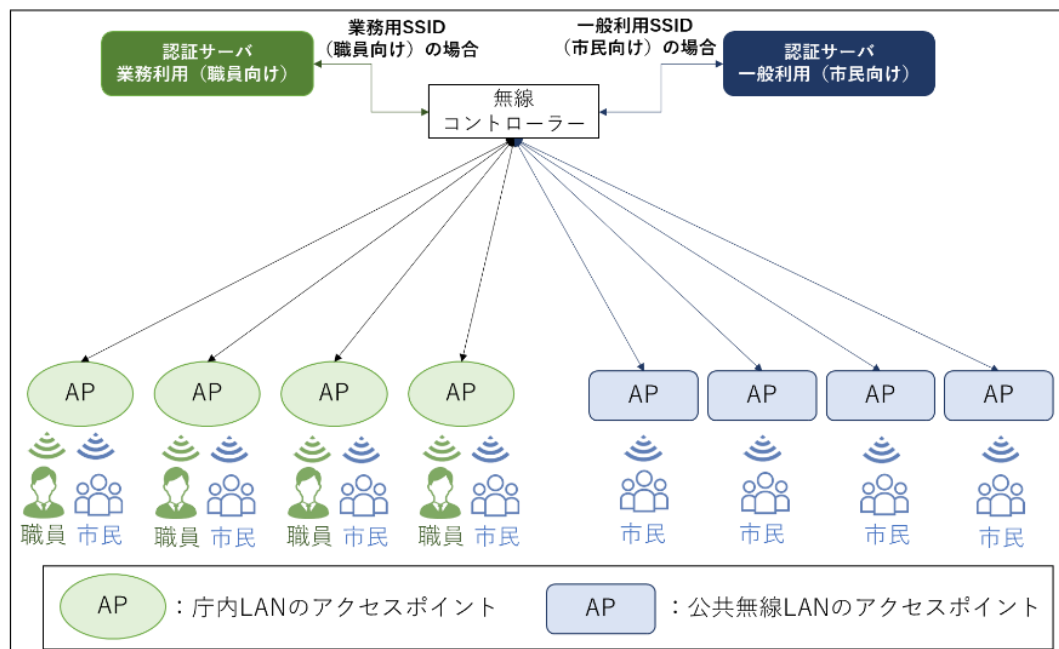


図. 認証サーバを統合した場合の構成例

なお、構築についてはクラウド型またはオンプレミス型を問わない。ただし、いずれの方法においても、構築前に現地調査や影響範囲の調査を行い、現行の構成に影響が生じないように考慮すること。（影響が発生する場合は回避手段を実施すること。）

(3) 庁内 LAN の環境

本市のネットワークは、基幹系ネットワーク（以下「基幹系」という。）、LGWAN 接続系ネットワーク（以下「内部系」という。）、インターネット接続系ネットワーク（以下「インターネット系」という。）を含めた「 α ́モデル」の三層分離で構築している。職員が使用しているパソコンは主に内部系ネットワークに属しており、基幹系、インターネット系の利用はリモートデスクトップ方式により 内部系から接続を行っている。

現在の庁内 LAN に接続している端末台数等は下記の通りである。

項番	場所	種類	台数
1	本庁舎	パソコン	1,285 台
2	本庁舎	プリンタ	151 台
3	本庁舎	職員業務利用スマホ	1,020 台
4	支所	パソコン	151 台
5	支所	プリンタ	46 台
6	支所	職員業務利用スマホ	100 台
7	出張所	パソコン	37 台
8	出張所	プリンタ	15 台
9	出張所	職員業務利用スマホ	20 台
10	その他（消防署、水道局等）	パソコン	436 台
11	その他（消防署、水道局等）	プリンタ	91 台
12	その他（保育所）	職員業務利用スマホ、タブレット	150 台

7 業務の内容

本業務は、以下、7.1「庁内 LAN について」及び7.2「公共施設 LAN について」及び7.3「共通要件について」に記載の内容を業務範囲とし、それぞれの詳細要件は以下に示すとおり。

7. 1 庁内 LAN について

本市が行政業務を行う各施設において、業務利用及び一般利用を想定した庁内 LAN を構築すること。なお、本業務部分は以下（7.1.1／7.1.2／7.1.3）の3種から成るものとする。

- (1) 本更新対象は、コア L3 スイッチ、庁内フロアスイッチ、及び庁内無線 LAN 基盤とする。既存機器の構成については本仕様書中別表 1 に示す既存ネットワーク機器一覧を参照すること。

将来的な構想や市の有益性などを踏まえて構成を組むにあたり、更新対象外の機器を含める場合は本仕様書中 9「独自提案」として記載すること。

提案例) ガバメントクラウド等により当市サーバがクラウドシフトすることを想定した構成案など

- (2) 庁内フロアスイッチ配下のエッジスイッチについては既存流用とする。
- (3) 既設ネットワーク監視装置へ旧機器の削除、新機器の登録に係る費用は、本調達の対象外とする。
- (4) 新規装置へ移行を行う上で既設装置の設定変更などが必要になった場合、既設構築ベンダーへの依頼は本市が行う事とし、設定変更に関わる費用は本調達の範囲外とする。
- (5) 本仕様書外で確認事項がある場合は、必要に応じて調査を行い、事前に本市の承認を得ること。
- (6) ハードウェアの構築はクラウド環境または本市の仮想化基盤上への構築も可とする。その場合、必要スペックを提示すること。仮想化基盤は本市にて用意する為、仮想化基盤に係る費用は本調達の対象外とする。
- (7) 構成の親和性考慮と統合管理の観点から、各種スイッチ、無線アクセスポイントについては同一メーカーで提案することが望ましいが、容易に運用管理ができるのであれば異なるメーカーによる構成でも可とする。
- (8) 庁内フロアスイッチには予備機を 1 台、無線アクセスポイントは予備機を 4 台用意し、機器故障時にはスムーズな復旧が可能な構成を実現し、運用負荷の軽減を図ること。
庁内フロアスイッチについては、本仕様書中別表 2「庁内フロアスイッチ利用ポート状況」を参照し、構成を組むこと。
- (9) 本調達では、無線 LAN 基盤更改を対象としているが、拠点間ネットワークの設計・構築作業は対象外となる。ただし、今後の通信負荷低減を目的として出先拠点のインターネットブレイクアウト環境構築を予定しており、機器構成提案の際は考慮すること。
認証サーバ（職員用 RADIUS 認証）については、庁内において職員が業務利用する PC で無線接続する際の認証として利用している。また、テレワーク環境において VPN 接続する際の認証にも利用しており、機器構成提案の際は職員業務への影響を考慮すること。
- (10) 同一アクセスポイントで、業務用（職員向け）SSID と一般利用（市民向け）SSID を同時に提供することが可能であること。また、それぞれの SSID に応じた Wi-Fi サービスを提供

するために、それぞれの認証サーバ（業務用／一般利用）を準備し、SSID に応じて認証方法を切り替えることができること。

- (11) 選定するネットワーク機器は、国内外の政府機関・公共機関において、セキュリティ上の懸念が指摘されていないメーカーの製品とすること。

7. 1. 1. ハードウェアの調達

本市で想定している導入機器及びソフトウェア一覧の詳細については、本仕様書中別表3「ハードウェア要件」(①～⑦) に示すとおりとする。

現状の構成を把握した上で、また本市の設計要望を理解した上で構成上問題ないと判断できる場合は代替構成も可とする。ただし、当該構成が本市のネットワーク要件を満たすこと、及び将来的な拡張性・保守性に支障がないことを示すこと。また、構成変更の理由及びその妥当性について、提案書中に明記すること。

なお、ライセンス類は5年間の費用を本提案に含むこと。

7. 1. 2 ハードウェアの設置作業及び撤去

本仕様書中7.1.1「ハードウェアの調達」で調達した機器を、設計構築し発注者が指定する場所に設置すること。なお、取り付け想定場所には既存の機器が設置されているため、その撤去作業を含む。また、次に示す要件を満たすものとする。

(1) 環境調査

新たに導入する機器や、既存ネットワーク等の環境調査を実施する。

(2) 基本設計・詳細設計

環境調査結果に基づくネットワーク設計を行う。

(ネットワークの物理構成・論理構成、アドレス体系、ルーティング設計等)

(3) 既存・関連システム整合設計

既存システム及び関連システムとのアドレス体系、ルーティング等の整合を図るための設計を行う。利用中のアドレスについては変更を発生させない事とし、新たに付与が必要であったり、やむを得ず変更が生じる箇所等については発注者と協議の上で調整とする。

(4) 移行設計

既存で稼働中のシステムを配慮し、機器導入におけるシステム停止回数・時間は可能な限り少なくかつ短くすること。

(5) 構成定義情報作成

各種設計に基づき、新設機器用の設定情報作成を行う。

(6) 導入作業

本庁、及び出先拠点での機器据付等の際には騒音について配慮すること。(実施時間等) 既設箇所への設置、既存線からの配線を行うこと。追加配線が必要な場合は配線も行うこと。無線アクセスポイントの設置個所及び台数は別紙「本庁および出先拠点無線LAN設置場所一覧」の通りとする。機器導入後の稼働確認については必ず職員による動作確認を依頼すること。選定機器において電源工事が必要な場合は発注者と調整の上で工事を行うこと。

(7) 撤去作業

機器更新後の既存機器については回収し、廃棄または本市が指定する場所まで集約搬入すること。

(8) 運用教育

新設機器導入後は、運用者へ運用教育を行う。

7. 1. 3 保守運用サービスについて

本仕様書中 7.1.1 「ハードウェアの調達」で調達した機器の保守運用サービスについては以下に示す要件（ア）（イ）を満たすこと。また、保守運用にかかる費用についても以下（ウ）に記載する内容で提案額を記載すること。なお、無線アクセスポイントに関する機器（別表 3 「ハードウェア要件」の⑦）においては、一般利用（市民向け）の公衆無線 LAN サービスと重複するため、本項目（7.1.3）に記載する要件は対象外とし、本仕様書中 7.3.1 「公衆無線 LAN サービスの提供」（4）に示す保守運用要件を満たすこと。

ア. 保守要件

（1）システム保守

① 運用期間については、SE サポートを行い、設定内容についての問合せ対応、不具合時の調査支援を行うこと。対応時間は、平日 9 時から 17 時半とするが、緊急時はこの限りでない。

② 運用保守研修

人事異動により、新たに本ネットワーク保守業務に従事することとなった東広島市の職員に対し、契約期間中、少なくとも年 1 回操作研修を実施すること。

③ 関連図書改版

設定変更作業等において、関連図書の修正が発生した場合は、規定の様式を使用し、これを改版すること。市が設定変更作業を行った場合も共有する設定情報を改版する。設定情報の共有については、収受手段にかかわらず情報保護措置をとること。

④ ファームウェアのバージョンアップ対応

運用している機器のファームウェアに問題がある場合及びセキュリティ脆弱に関するバージョンアップの場合は、検証のうえこれを対象機器に適用する。その他のバージョンアップについては、適用についての協議を行ったうえで適否の判断をする。

（2）ハードウェア保守

契約期間中のハードウェア保守については、以下の通りとする。

① コア L3 スイッチ：24 時間 365 日オンサイト

② 認証アプライアンス及び無線 LAN コントローラ：平日 9 時～17 時オンサイト

イ. 運用要件

（1）システム運用

① 稼働開始後、契約期間満了まで運用・保守を行うこと。

② 運用に当たって、以下の作業の実施すること。

- ・監視設定：監視、アラートについて、定量的な計測に基づいて監視を行うこと。
- ・バックアップサービス：サービスの故障復旧に必要なデータのバックアップを取得すること。
また、故障復旧時における必要なデータのリストア作業の手順、役割分担等を事前に決定し、故障発生時には実施すること。
- ・運用保守手順書：運用・保守実施計画書に基づき、運用・保守手順書を作成すること。

(2) システム稼働要件

原則、24 時間 365 日稼働する。

システムの再起動等、短時間の計画停止について、業務時間外に実施することが可能とする。

(3) システム運用作業

- ・本システムは、ノード監視を実施すること。
- ・本システムの監視を実施し、障害事象があったときの通知をメール等で行うこと。
- ・問い合わせ対応

(4) 遠隔地監視

- ・遠隔地から、受注者にて監視可能なこと。
- ・24 時間 365 日の監視が実現できること。
- ・監視対象は本調達で導入する機器のみを対象とする。
- ・遠隔地にて、運用作業、保守作業等を実施する際は、運用管理 PC からネットワーク機器及びその他の機器へリモート接続すること。
- ・インシデント発生時は、機器へのアクセスを許容し、必要に応じてログ取得を行うものとする。
- ・接続に際し、通信情報が傍受されないよう保護措置がされていること。
- ・特定の接続元からのみ接続可能な状態に構成されていること。

(5) サービスレベル

NO	項目	内容	値
1	障害復旧予定時刻の報告	障害連絡から東広島市へ復旧予定時間を報告するまでの時間	24 時間以内
2	障害受付連絡	障害受付するまでの時間	2 時間以内
3	障害状況の一次報告	障害の連絡から東広島市へ障害状況を一次報告するまでの時間	当日中または 24 時間以内
4	LAN の可用性 (冗長化された機器)	年間稼働率	99.99%以上(※) ※計画停止は除く
5	障害件数(冗長化された機器)	年間の障害発生件数	2 回
6	後出しセンドバック	後出しセンドバック機器がサービス品	3 営業日

		質センターに到着後代替品返送迄の時間 ※設定及び機器交換作業を市が行う	
7	問い合わせ対応	対象機器に関する問い合わせに対して 一次回答迄の時間	3 営業日

ウ. 延長保守期間と費用

- ① 6 年目以降の保守可能期間と保守費用も参考価格として提案すること
(なお、提案された費用については本市契約における予算を保証するものではない)
- ② 今回提案する機器に対してメーカーサポート終期 (EOL) を記載すること
- ③ ①②を一覧で分かるように提案内容に記載すること (別紙でも可)

7. 2 公共施設 LAN について

本市が指定する市内公共施設において、施設利用者が利用できる公衆無線 LAN サービスを提供することを目的に、以下の業務を実施すること。なお、本業務の範囲は以下（7.2.1／7.2.2）の2種から成るものとする。

7. 2. 1 ハードウェアの調達

本業務で調達対象とする機器は下表のとおりとする。なお、それぞれの機器の詳細については、本仕様書中別表3「ハードウェア要件」のとおりとする。

機器名称	数量	単位	導入箇所	詳細
無線アクセスポイント（小・中規模向け）	125	台	各市内公共施設	別表「ハードウェア要件」⑧
無線アクセスポイント（大規模向け）	20	台	一部市内公共施設	別表「ハードウェア要件」⑨
PoE インジェクター	95	個	各市内公共施設	
AC アダプター	50	個	各市内公共施設	
PoE 機能搭載スイッチングハブ	3	台	東広島運動公園	別表「ハードウェア要件」⑩

なお、各機器の設置場所は別紙「公共施設無線 LAN アクセスポイント設置場所一覧」のとおり。

本業務で調達する機器については、以下に示す要件を満たすものとする。

(1) 無線アクセスポイント要件

- ① 無線アクセスポイントは本仕様書中別表3「ハードウェア要件」(⑧～⑨)に記載の規格・性能を満たすものとする。
- ② 無線アクセスポイントを設置する各施設において、広域で公衆無線 LAN サービスを提供するための方法を提案・説明すること。ここで言う広域とは、必ずしも対象施設内の全域をカバーするものではないが、限られた無線アクセスポイントの台数、施設のネットワーク環境の中で、最大限、提供可能範囲を拡大したものを言う。

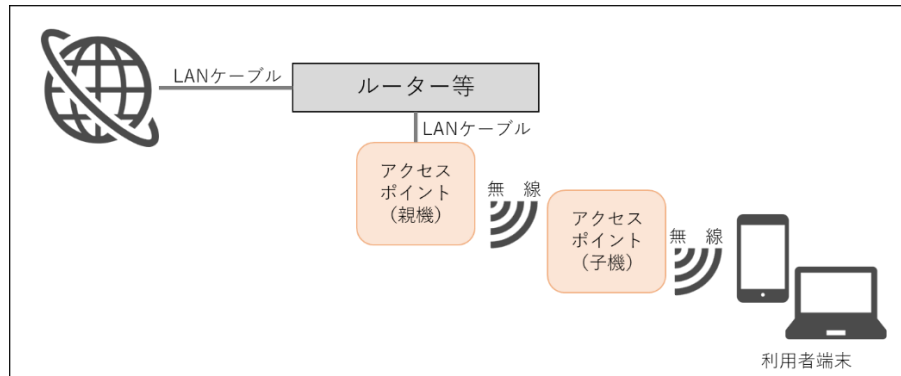
なお、提案・説明の内容は、本仕様書中5「課題」に記載の課題を解決するものとする
こと。

また、提案・説明する方法により広域で公衆無線 LAN サービスを提供した場合、それが実用に耐えうるものであることを併せて説明すること。(無線アクセスポイント同士の接続方法、電波を延伸して使用した場合の同時接続台数や通信速度の見込み等、実用に耐えうることを示す方法や根拠を説明すること。なお、通信速度の目標値は 20Mbps とする。)

方法例.

親機の電波を中継した子機が Wi-Fi 用の電波を飛ばす機能（中継機能）により、親機の電波を子機により延伸。なお、無線アクセスポイント同士の中継には 2.4 GHz 帯を使用することで遠くまで通信範囲を広げ、利用者端末向けには 5 GHz 帯を利用することで、低遅延・高速通信のサービスを提供する。これにより、ネットワーク配線が不十分な施設においても、親機と子機を無線で繋げることで、公衆無線 LAN サービス提供可能範囲を拡大する。

なお、子機で延伸した場合の通信速度や同時接続台数は〇〇〇〇〇〇〇〇であり、利用者へ提供する公衆無線 LAN サービスの品質として問題ないと考えられる。



図：Wi-Fi エリア延伸のイメージ図（一例）

- ③ 「同一施設内」及び「異なる施設間」におけるローミングについて、提案・説明すること。
（※利用者端末が移動した場合に最適な無線アクセスポイントに接続できるものになっているか。）
- ④ 公衆無線 LAN サービスを提供できる状態に設定等を実施しておくこと。
- ⑤ 今後、無線アクセスポイントを追加する場合の費用について、提案・説明すること。（1 台当たりの単価 等）

（２）その他

- ① 設置する機器には、発注者が指定する様式で作成したシールを貼り付けること。（機器の適正管理のため。）
- ② それぞれの機器について、必要な設定等を完了させた上で令和 7 年 1 月 3 0 日までに東広島市役所 5 階 DX 推進チームへ納入すること。なお、現地施設への設置作業も受注者で実施できる場合はこの限りではない。（本仕様書中 7.2.2 「ハードウェアの設置及び撤去」を参照のこと。）
- ③ 本業務を遂行するために、本仕様書で定めのない機器等が必要だと判断した場合は、その機器内容や数量等を提案・説明し、これらを調達するための費用を提案価格に含めること。

7. 2. 2 ハードウェアの設置及び撤去

本仕様書中7.2.1「ハードウェアの調達」で調達した機器を、発注者が指定する場所に設置すること。なお、取り付け想定場所には既存の機器が設置されているため、その撤去作業を含む。また、次に示す要件を満たすこと。

(1) 基本要件

- ① 機器の設置及び撤去の方法や実施スケジュールについて、提案・説明すること。なお、機器の設置が必要な施設は、別紙「公共施設無線 LAN アクセスポイント設置場所一覧」中、「設置作業の有無」欄が「必須」の9施設とし、既存機器の撤去が必要な施設は「撤去作業の有無」欄が「必須」の8施設とする。

また、「設置作業の有無」欄が「任意」の施設は、天井付け等の作業は伴わず、既設ルータ等と無線アクセスポイントを繋げる作業のみが発生する見込みである。この作業について、受注者による実施は必須ではないが、提案上限額内で実施ができる場合は、それも含めて提案・説明すること。（※対応可否も審査対象とする。）

ただし、現地での設定作業や専門技術を伴う設置作業が発生する提案内容の場合は、全ての施設において設置作業を「必須」とする。

- ② 設置作業が必須である施設における無線アクセスポイントの設置場所は別紙「公共施設無線 LAN アクセスポイント設置図」のとおりを想定している。ただし、必ずしもこの設置図のとおりにする必要はなく、提案上限額内で提案者が効率的かつ安全と思われる整備を行うこと。なお、この設置図はあくまで現時点の想定であり、最終的な設置場所等については発注者と提案者が協議の上、決定する。
- ③ 機器の設置及び撤去作業は、施設運営に支障の少ない平日の昼間または夜間に行うこと。なお、具体的な作業日時については、発注者と提案者が協議の上、決定する。
- ④ 機器の取付完了後（既設機器がある場合は、既設機器からの交換完了後）から本仕様書中7.3で示す「公衆無線 LAN サービスの提供」が開始されるまでの間、利用者へ公衆無線 LAN サービスの提供を途絶えさせないための方法について提案・説明すること。（既設アクセスポイントの撤去に伴う公衆無線 LAN サービスの停止を防ぐもの。）なお、この方法を実施するために費用が発生する場合は、「ハードウェアの設置及び撤去」の作業費としてその費用も提案価格に含めること。

補足.

既設の無線アクセスポイントは、令和7年12月末日まで公衆無線 LAN サービスの提供が可能である。この既設アクセスポイントを本業務で調達する無線アクセスポイントに交換する作業を12月末日以前に行った場合、新しい無線アクセスポイントで公衆無線 LAN サービスが開始されるまでの間、利用者へのサービス提供ができない状態になる。（既設アクセスポイントを撤去しているため。）この状態を解消するための方法について、提案・説明すること。

- ⑤ 公衆無線 LAN サービスを提供する各施設のインターネット回線は、発注者が準備する。

（２）設置及び撤去方針

機器の設置を要する 9 施設については、無線アクセスポイントを天井や壁に取り付けるものを想定している。原則として設置場所に敷設しているネットワーク線をそのまま使用するため、新たなネットワーク配線作業等は見込まれておらず、無線アクセスポイント及び関連機器の設置作業のみが見込まれているが、落下防止の措置を講じる等、安全性を十分に考慮した対応とすること。また、既存機器の撤去作業は、無線アクセスポイントの取付台座を取り外すまでを作業範囲とする。

なお、機器の設置作業が必須ではない 55 施設分においても、現地施設のルータと無線アクセスポイントを接続するだけで公衆無線 LAN サービスが使用できる状態まで、受注者が設定を完了しておくこと。

また、機器設置及び撤去作業の実施方法やスケジュールの詳細については、提案内容を踏まえて決定する。

(3) 作業内容

機器の設置及び撤去に係る作業手順案は以下のとおりを想定するが、詳細な作業手順は、発注者と提案者が協議の上、決定する。

ア 撤去作業

設置作業対象場所に既設の機器がある場合のみ、本作業を実施すること。

項番	作業内容
1	壁面または天井等へ設置されている無線アクセスポイント及びその取付台座を撤去する。

イ 設置作業

項番	作業内容
1	壁面または天井等へ、無線アクセスポイントの設置を行う。 (LAN 配線は、既設アクセスポイントに接続されていたものを使用する見込み。)
2	PoE インジェクター等、必要な機器を設置し、既設の ONU、ルータ等と接続する。
3	設置した各機器が、正常に起動するかを確認する。
4	設置した機器の MAC アドレスを管理台帳として記録する。

ウ 稼働確認

項番	確認内容
1	公衆無線 LAN サービス利用エリアにおいて、十分な電波強度がでていること。
2	設定した SSID 及びパスワードで Wi-Fi に接続できること。
3	公衆無線 LAN サービス管理画面上で、無線アクセスポイントの動作状況が確認できること。
4	設置時の試験で測定したヒートマップまたはそれに相当する資料（2.4 GHz/ 5 GHz 別の帯域を含む）を作成すること。

(4) 作業時期等

機器の設置及び撤去作業は以下の２段階で実施すること。

ア 前半（第１段階）

① 対象施設

【必須】

JR 寺家駅／JR 西条駅／中央図書館／東広島市安芸津生涯学習センター／東広島市芸術文化ホールくらら／東広島市立美術館／黒瀬交通結節点待合所／高屋情報ラウンジ（あったかや）の８施設

（別紙「公共施設無線 LAN アクセスポイント設置場所一覧」中、項番 1、2、7、9、59、60、61、62）

【任意（提案内容による）】

別紙「公共施設無線 LAN アクセスポイント設置場所一覧」中、「設置作業の有無」欄が「任意」の施設。

② 作業納期

令和 7 年 1 2 月 2 8 日

③ 設置方法

別紙「公共施設無線 LAN アクセスポイント設置図」に記載の場所に無線アクセスポイント及び関連機器を設置する。（天井または壁付けを想定。）

なお、設置作業が必須ではない（天井または壁付けが想定されない）施設は、平台等に無線アクセスポイント及び関連機器を設置すること。

イ 後半（第２段階）

① 対象施設

東広島運動公園体育館

（別紙「公共施設無線 LAN アクセスポイント設置場所一覧」中、項番 63）

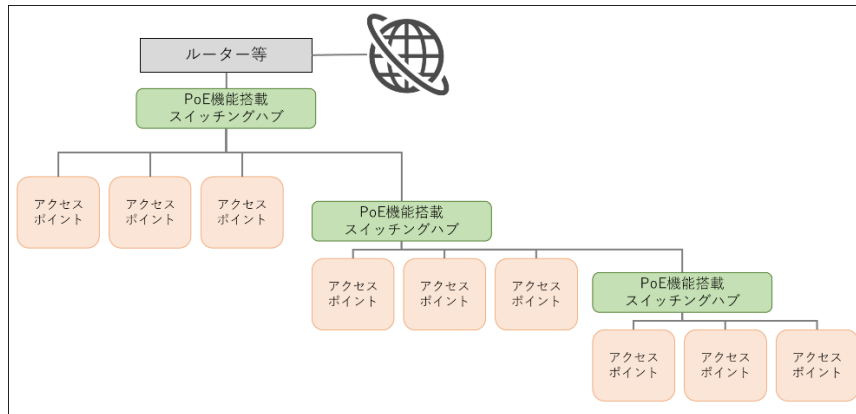
② 作業納期

令和 8 年 2 月 2 8 日

※対象施設の工事の進行状況に応じて、前後する可能性がある。

③ 設置方法

- ・ 別紙「公共施設無線 LAN アクセスポイント設置図」に記載の場所に無線アクセスポイント及び関連機器を設置する。（天井または壁付けを想定。）
- ・ 無線アクセスポイントの設置の他に、以下の機器の設置並びに設定を行うこと。
 - ✓ 本仕様書中 7.2.1 「ハードウェアの調達」に記載の「PoE 機能搭載スイッチングハブ」３個を、東広島運動公園体育館に設置すること。なお、設置場所の詳細は発注者と提案者が協議の上決定することとするが、原則、施設内のボックス（情報分電盤）に設置することを想定している。
 - ✓ 設置した機器について、公衆無線 LAN サービスを提供できるよう設定作業を行うこと。なお、施設の LAN 配線等は本市が行う。



図：PoE スイッチングハブとアクセスポイントの設置イメージ

7. 3 共通要件について

本仕様書中7.1「庁内 LAN について」及び7.2「公共施設 LAN について」で調達・設置した機器において、以下の要件を満たすこと。

7. 3. 1 公衆無線 LAN サービスの提供

一般利用（市民向け）ができる公衆無線 LAN サービスを提供すること。なお、以下に示す要件を満たすものにする。

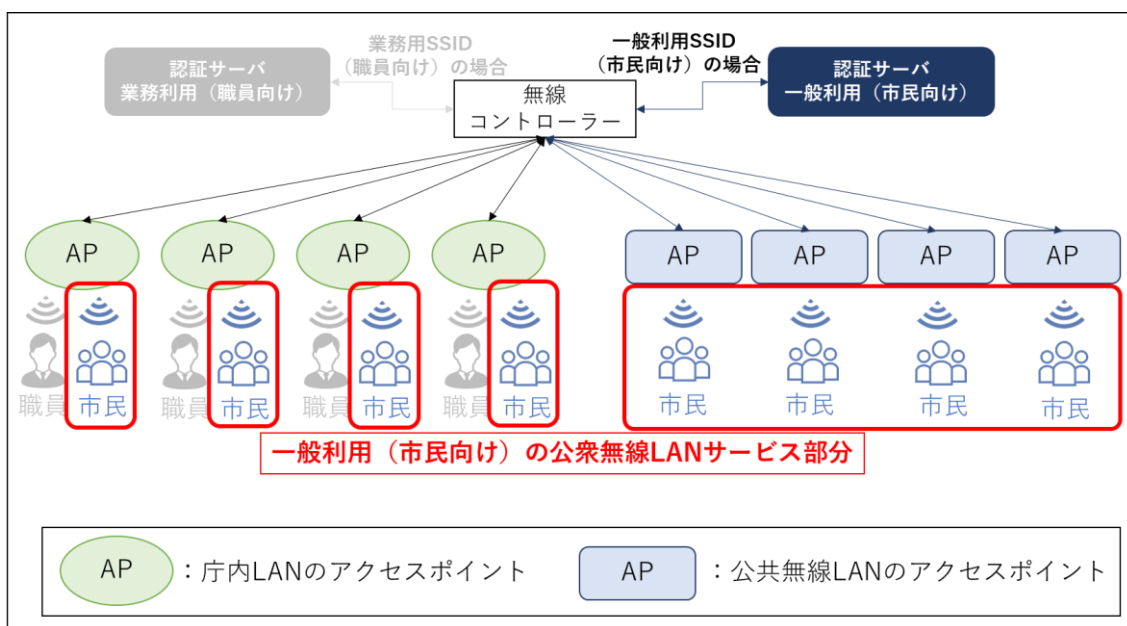


図. 公衆無線 LAN サービスの提供範囲

(1) 基本要件

- ① 本仕様書中7.1「庁内 LAN について」及び7.2「公共施設 LAN について」で調達・設置した無線アクセスポイントにおいて、いずれも一般利用（市民向け）を想定した公衆無線 LAN サービスを提供できること。
- ② 本仕様書中6（2）「一般利用（市民向け）Wi-Fi の統合」で示す前提条件を満たすこと。
- ③ 本業務で構築した公衆無線 LAN 環境について、無線アクセスポイントや SSID の登録情報、デバイスの接続状況や各種ログ情報を本市が管理画面上で確認できること。また、管理画面へのアクセスには二要素認証を設ける等、第三者による不正アクセス対策が講じられていること。
- ④ 原則として、24 時間 365 日（計画による停止または定期保守を除く。）、公衆無線 LAN サービスを提供すること。
- ⑤ インターネットに接続していない利用者端末でも、公衆無線 LAN サービスを利用するための認証ができること。（例. WEB 認証を用いる場合、認証が完了するまでの数分間はインターネット接続を許可し、利用者端末にて WEB 認証が完了できるようにする。）
- ⑥ 災害時には、モードの切り替えにより、認証の有無にかかわらずサービス利用者にインターネット接続を開放できること（例. 00000JAPAN）。また、このときの開放手順について説明・提案すること。なお、管理画面上等から全ての無線アクセスポイントの設定を変更でき

ることが望ましい。

(2) 認証サーバ要件

- ① 本市が公衆無線 LAN サービスを運用するにあたり、利用者が使いやすく提案者が適切だと考える認証について、複数の方法を提案・説明すること。なお、認証の手順やその認証方法を選択した理由についても併せて説明することとし、本仕様書中 5 「課題」に記載の課題を解決する内容とすること。
- ② 認証方法が WEB 認証の場合、公衆無線 LAN サービスの利用開始前に利用規約及びセキュリティに関する規約を表示させ、利用者が同意した上で利用を開始できるものとする。また、無線アクセスポイントの偽装対策のため認証画面は https 化すること。
※いずれの場合でも、本仕様書中 7.2.1 (1) ②に記載の「公衆無線 LAN サービスの広域利用」が実現できるものとする。

(3) セキュリティ要件

- ① 利用者または利用端末の追跡ができる情報（MAC アドレス、接続日時、アクセス先 等）について、その取得方法や保管方法について提案・説明すること。ただし、その取扱いは、個人情報保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適切に行うことを前提とする。
- ② 接続端末間の相互通信を遮断し、アクセスポイントを通じた他端末からの覗き見等を禁止できること。
- ③ 定期的にファームウェアの更新並びにセキュリティの脆弱性について点検を実施し、問題があった場合には速やかに対応すること。
- ④ その他、総務省が公表する「公衆無線 Wi-Fi 提供者向けセキュリティ対策の手引き（令和 7 年 2 月版）」に記載されている安全対策が講じられていること。

(4) 運用及び保守要件

- ① 本業務を遂行するために十分な業務実施体制を確保すること。
- ② 無線アクセスポイント等の障害発生時について、異常を速やかに認知する方法や復旧の方法について提案・説明すること。なお、機器が故障した場合には、原則としてセンドバックによる機器交換対応ができることとする。
- ③ 警察等の公的機関から、利用者の追跡が可能な情報の開示が求められた場合の対応について提案・説明すること。
- ④ 操作や接続方法、不具合等について、本市から問い合わせがあった場合の対応について提案・説明すること。
- ⑤ 本業務で構築する公衆無線 LAN サービスの利用者数など、利用者状況に係るデータを取得できること。
- ⑥ 利用者からの問い合わせやネットワークの管理上必要な範囲、期間で、アクセスログを保管すること。
- ⑦ 今後、対象とするアクセスポイントの台数を追加した場合の費用（単価）について、提案・説明すること。（公衆無線 LAN サービスを提供するための費用を含む。）

8 業務スケジュール（予定）

本業務の実施期間は以下のとおりとする。

（１）庁内 LAN について

① ハードウェアの提供

提案内容に基づき決定した物件に対して、本市が別途実施するリース契約により決定する。

（リース期間は令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日までを想定。）

② ハードウェアの設置及び撤去

契約締結日の翌日から令和 7 年 12 月 28 日まで

③ 運用保守サービス

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで

（２）公共施設 LAN について

① ハードウェアの調達

提案内容に基づき決定した物件に対して、本市が別途実施するリース契約により決定する。

（リース期間は令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日までを想定。）

② ハードウェアの設置及び撤去

契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 28 日まで

※対象施設の工事の進行状況に応じて、変更になる可能性がある。

（３）共通要件について

① 公衆無線 LAN サービスの提供

令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日まで

	令和 7 年						令和 8 年				令和 12 年		
	7	8	9	10	11	12	1	2	3		10	11	12
（１）庁内 LAN について													
① ハードウェアの調達	未定										未定		
② ハードウェアの設置及び撤去										～			
③ 運用保守サービス													
（２）公共施設 LAN について													
① ハードウェアの調達	未定										未定		
② ハードウェアの設置及び撤去													
②-1 前半（第 1 段階）													
②-2 後半（第 2 段階）													
（３）共通要件について													
① 公衆無線 LAN サービスの提供													

既設機器からの切替期間（予定）

9 独自提案

本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の効果が向上すると提案者が判断するものについては、積極的に提案すること。なお、この独自提案については、本業務の必須要件ではないが、審査の加点対象とするため、費用が追加で発生する場合は記載すること。（本独自提案部分だけ切り分けて記載すること。）

提案例. 広域的なローミング規格の準拠（WBA（Wireless Broadband Alliance）が示す OpenRoaming 等）。

10 成果物等

以下のものを本業務における成果物とし、発注者に提出すること。

（１）成果物の種類

業務完了後、以下の資料を電子媒体で提出すること。

納品物一覧	① プロジェクト計画書 ※契約後 2 週間以内に提出 ② 基本設定書 ・ 基本設計書 ・ ネットワーク構成図 ・ ラック構成図（本庁） ③ 詳細設定書 ・ 機器設定書（構築したハードウェアの仕様や設定状態、また、ソフトウェアの設定状態が分かるもの） ④ 試験成績書 ⑤ 運用ドキュメント ・ 運用マニュアル ⑥ 会議議事録 ⑦ 機器設置図面（対象施設分） ⑧ 機器設置写真（対象施設分） ⑨ その他、受注者が本業務を実施する上で作成した資料の内、本市が運用するために必要な資料
-------	---

（２）提出部数

電子データにより 1 部

（３）提出期限

令和 8 年 3 月 3 1 日

（４）提出先

東広島市役所 総務部 DX 推進チーム

11 その他

- (1) 契約締結後速やかに、契約書及び本仕様書に基づき、業務実施計画書を作成し、実施計画について発注者と協議を行うこと。
- (2) 本業務の実施状況について随時報告を行うとともに、発注者が必要と認めた場合には協議の場を設けること。
- (3) 本業務を実施する上で必要となる資料等については、受注者において入手すること。
- (4) 本業務に係る全ての書類及びその内容については、発注者の承諾なしに譲渡し、又は、公開してはならない。
- (5) 本業務の履行に際し、第三者が著作権を有するものを使用する場合は、受注者の責任において使用すること。
- (6) 本仕様書に明記のない事項又は定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が双方協議の上、明確にするものとする。

12 契約方法

本業務の実施に係る契約は、本市が実施する公募型プロポーザルの結果に基づき、本市と実施事業者が締結することとする。なお、本仕様書中7.1「庁内 LAN について」と7.2「公衆無線 LAN について」に記載の業務は、それぞれ別契約を想定している。

別表1 既存ネットワーク機器一覧

機器種別	メーカー名	設置場所	型式	製品名	数量
LAN エリア					
コアスイッチ (更新対象)					
	Cisco Systems	本庁舎	WS-C6506-E-F	Enh C6506 Chassis, 6slot, 12RU	2
	Cisco Systems	本庁舎	VS-S2T-10G	Cat 6500 Supervisor 2T with 2 ports 10GbE and MSFC5 PFC4	2
	Cisco Systems	本庁舎	WS-X6908-10G-2T	C6K 8 port 10 Gigabit Ethernet module with DFC4 (Trustsec)	6
	Cisco Systems	本庁舎	WS-X6848-TX-2T	C6k 48-port 10/100/1000 GE Mod: fabric enabled, RJ-45 DFC4	4
	Cisco Systems	本庁舎	WS-CAC-4000W-US	4000W AC power supply	4
	Cisco Systems	本庁舎	S2TAIK9N-15001SY	Cisco CAT6000-VS-S2T IOS ADVANCED IP SERVICES NPE	2
	Cisco Systems	本庁舎	X2-10GB-SR	10GBASE-SR X2 Module	44
統合ファイアウォール					
	Fortinet	本庁舎	FG-1000C-BDL	FortiGate-1000C	2
	Fortinet	本庁舎	FG-VM32V	FortiGate-VM virtual appliance designed	1
フロアスイッチ (更新対象)					
	Cisco Systems	本庁舎	WS-C3750X-24T-L	Catalyst 3750X 24 Port Data LAN Base	20
無線 LAN コントローラ (更新対象)					
	Cisco Systems	本庁舎	AIR-CT5508-100-K9	Cisco 5508 Series Wireless Controller for up to 100 APs	2
	Cisco Systems	本庁舎	GLC-T=	1000BASE-T SFP	4
認証サーバ (RADIUS) (更新対象)					

	HCNet	本庁舎	ACP-AP5000	Account@ Adapter+Appliance	2
管理・監視サーバ					
	DELL	本庁舎	PowerEdgeR640	PowerEdge R640 Server	3
エッジスイッチ (常設用)					
	Cisco Systems	本庁舎、北館	WS-C2960S-48TS-L	Catalyst 2960S 48 GigE, 4 x SFP LAN Base	45
無線 LAN アクセスポイント (更新対象)					
	Cisco Systems	本庁舎	AIR-CAP2702I-Q- K9	IEEE802.11a/g/n Fixed Unified AP,Int Ant	2
	Cisco Systems	本庁舎	AIR-CAP1702I-Q- K9	802.11ac CAP, 3x3:2SS, Int Ant, Q Reg Do	7
	Cisco Systems	本庁舎、出先機関	AIR-AP2802I-Q-K9	802.11ac W2 AP w/CA 4x4:3 Int Ant 2xGbE,	70
	Cisco Systems	本庁舎	AIR-PWRINJ6=	Power Injector (802.3at) for Aironet Ac	70
	Cisco Systems	出先機関	AIR-AP1832I-Q- K9C	802.11ac Wave 2 3x3 2SS Int Ant Q Reg Do	30
	Cisco Systems	出先機関	AIR-PWRINJ6=	Power Injector (802.3at) for Aironet Ac	30
	Cisco Systems	出先機関	AIR-LAP1142N-P- K9	802.11ac Wave 2 3x3 2SS Int Ant Q Reg Do	48
	Cisco Systems	出先機関	AIR-CAP702I-Q-K9	802.11ac Wave 2 3x3 2SS Int Ant Q Reg Do	19
WAN エリア					
小規模拠点用ルータ (本庁側)					
	Cisco Systems	本庁舎	CISCO2921- HSEC+/K9	VPN ISM module HSEC bundles for 2921 ISR platform	9
小規模拠点用ルータ (拠点側)					
	Cisco Systems	出先機関	CISCO892J-K9	Cisco 892 GigaE SecRouter Japan	54
専用線網 L3 スイッチ (本庁側)					

	Cisco Systems	本庁舎	WS-C3750X-24T-E	Catalyst 3750X 24 Port Data LAN Base	2
専用線網 L3 スイッチ(拠点側)					
	Cisco Systems	出先機関	WS-C3560X-24T-E	Catalyst 3560X 24 Port Data IP Services	8
	Cisco Systems	出先機関	GLC-SX-MMD=	1000BASE-SX SFP transceiver MMF	10
	Cisco Systems	出先機関	GLC-LH-SMD=	1000BASE-LX/LH SFP transceiver MMF/SMF	2
専用線網拠点用ルータ					
	Cisco Systems	出先機関	CISCO892J-K9	Cisco 892 GigaE SecRouter Japan	4
専用線網エッジスイッチ(予備機を含む)					
	Cisco Systems	出先機関	WS-C2960CG-8TC-L	Cat2960C,8 GE, 1 x Dual Uplink, LAN Base	5
東広島 NOC 用 L2 スイッチ					
	Cisco Systems	東広島 NOC	WS-C2960CG-8TC-L	Cat2960C,8 GE, 1 x Dual Uplink, LAN Base	1
リカバリサイト用 L2 スイッチ					
	Cisco Systems	データセンタ (外部)	WS-C2960G-8TC-L	Cat2960 7x10/100/1000+1T/SFPLAN	1
サーバスイッチ					
	Cisco Systems	本庁舎 5 階	WS-C2960CG-8TC-L	Cat2960C,8 GE, 1 x Dual Uplink, LAN Base	1
インターネットエリア					
インターネット接続回線用ルータ					
	Cisco Systems	本庁舎	CISCO2921/K9	Cisco 2921 w/3 GE,4 EHWIC,3 DSP,1 SM,256MB CF,512MB DRAM,IPB	3
インターネット系ファイアウォール					
	Palo Alto Networks	本庁舎	PAN-PA-820	Palo Alto Networks PA-820	2

別表2 庁内フロアスイッチ利用ポート状況

フロア	現在接続している AP 数	使用している SW のポート数	備考	仕様
1 階	7	25		フロアスイッチ 1
2 階	7	20		フロアスイッチ 1
3 階	7	17		フロアスイッチ 2
4 階	6	16		フロアスイッチ 2
5 階	6	24		フロアスイッチ 1
6 階	6	17		フロアスイッチ 2
7 階	6	17		フロアスイッチ 2
8 階	6	18		フロアスイッチ 2
9 階	8	23		フロアスイッチ 1
10 階	1	3(※)	※10F FSW なし (9F FSW から 10F ESW 渡り)	—
北館	9	23	北館 2F に FSW 集約	フロアスイッチ 1

別表3 ハードウェア要件

① コア L3SW

① -1 ハードウェア

台数	1 式以上
形状	シャーシ型で 19 インチラックに収容でき、既存 L3 スイッチの収容枠内に納まること。(12U×2 式)
インターフェース	・1000BASE-T ギガビットポートを 120 ポート以上対応可能な拡張性を有すること ・ 10 Gigabit Ethernet SFP+ポートを 48 ポート以上対応可能な拡張性を有すること。トランシーバは 44 個用意すること
電源	・ AC200V、20A 未満であること。 ・ 電源冗長構成が可能なこと。

② -2 パフォーマンス

スイッチング方式	・ ストア & フォワード
帯域幅	・ 全スロット合計で最大 4.0Tbps 以上の帯域幅を有すること
転送性能	・ 1000Mpps 以上
VLAN 登録数	・ 4,094 個以上
MAC アドレス登録数	・ 160,000

③ -3 機能要件

保持機能	・ ルーティング (Static、RIPv1/v2、OSPFv3、BGP) ・ VRF/VRF-Lite ・ IP ルートフィルター ・ IGMPv1/v2/v3 ・ ハードウェアパケットフィルター ・ ポリシーベースルーティング ・ VLAN (ポートベース/IEEE 802.1Q タグベース/ IP サブネットベース/プロトコルベース) ・ QoS ・ スタック接続による冗長構成もしくはスーパーバイザエンジンによる冗長構成 ・ スパニングツリー (IEEE 802.1D/IEEE 802.1w/IEEE 802.1s) ・ Link Aggregation (IEEE 802.3ad) ・ ポート帯域制限、ポートミラーリング ・ BOOTP/DHCP リレー、DNS リレー、DHCP サーバ、 DHCP クライアント、DHCP スヌーピング ・ ARP、プロキシ ARP、ローカルプロキシ ARP
------	--

	・ TFTP/HTTP によるソフトウェア/設定ファイルダウンロード
--	------------------------------------

② 庁内フロアスイッチ 1

以下の要件を満たす機器を必要数用意すること。※スタック構成を組む場合はこの限りではない

②-1 ハードウェア

台数	6 台以上
形状	既存機器の収容箇所に納まること。
インターフェース	・ 100/1000/2.5G/5G イーサネットポートを 12 ポート以上有し、10/100/1000 イーサネットポートを 36 ポート以上有すること。 ・ アップリンクとして 1/10 ギガビットイーサネット SFP+ を 4 ポート以上を実装していること。 ・ スタック構成を組む場合は 2 台までとすること
電源	・ IEEE 802.3at に準拠し、30W の電源供給が全ポートにて利用可能であること。 ・ 電源ユニットの構成により 740W 以上の PoE 電力容量が構成可能であること。

②-2 パフォーマンス

スイッチング方式	・ ストア & フォワード
帯域幅	・ 最大 392Gbps 以上
転送性能	・ 290Mpps 以上
VLAN 登録数	・ 4,094 個以上
MAC アドレス登録数	・ 16,000

②-3 機能要件

保持機能	・ ハードウェアパケットフィルター ・ VLAN (ポートベース/IEEE 802.1Q タグベース/ IP サブネットベース/プロトコルベース) ・ QoS ・ スパニングツリー (IEEE 802.1D/IEEE 802.1w/IEEE 802.1s) ・ ポート帯域制限、ポートミラーリング ・ IEEE 802.1X 認証モード (Single Host/Multiple Host/Multiple Authentication) ・ 802.1X 暗号方式 (MD5/TLS/TTLS/PEAP) ・ BPDU ガード、BPDU フィルター ・ DHCP クライアント、DHCP スヌーピング
------	--

	・ ARP ・ TFTP/HTTP によるソフトウェア/設定ファイルダウンロード
--	---

③ 庁内フロアスイッチ 2

以下の要件を満たす機器を必要数用意すること。※スタック構成を組む場合はこの限りではない

③-1 ハードウェア

台数	6 台以上
形状	既存機器の収容箇所に納まること。
インターフェース	・ 100/1000/2.5G/5G イーサネットポートを 8 ポート以上有し、10/100/1000 イーサネットポートを 16 ポート以上有すること。 ・ アップリンクとして 1/10 ギガビットイーサネット SFP+を 4 ポート以上を実装していること。 ・ スタック構成を組む場合は 2 台までとすること
電源	・ IEEE 802.3at に準拠し、30W の電源供給が全ポートにて利用可能であること。 ・ 電源ユニットの構成により 370W 以上の PoE 電力容量が構成可能であること。

③-2 パフォーマンス

スイッチング方式	・ ストア & フォワード
帯域幅	・ 最大 272Gbps 以上
転送性能	・ 200Mpps 以上
VLAN 登録数	・ 4,094 個以上
MAC アドレス登録数	・ 16,000

③-3 機能要件

保持機能	・ ハードウェアパケットフィルター ・ VLAN (ポートベース/IEEE 802.1Q タグベース/ IP サブネットベース/プロトコルベース) ・ QoS ・ スパニングツリー (IEEE 802.1D/IEEE 802.1w/IEEE 802.1s) ・ ポート帯域制限、ポートミラーリング ・ IEEE 802.1X 認証モード (Single Host/Multiple Host/Multiple Authentication) ・ 802.1X 暗号方式 (MD5/TLS/TTLS/PEAP) ・ BPDU ガード、BPDU フィルター
------	---

	・ DHCP クライアント、 DHCP スヌーピング ・ ARP ・ TFTP/HTTP によるソフトウェア/設定ファイルダウンロード
--	---

④ 認証装置（業務利用（職員向け））

以下の要件を満たす機器を必要数用意すること。

④-1 ハードウェア（オンプレ環境構築の場合）

台数	2 式
形状	19 インチラックに収容でき、既存 L3SW の収容枠内に納まること。(12U×2 式)
インターフェース	・ 1GbE RJ-45 インターフェースを 2 ポート以上有すること。
電源	・ AC100V、20A 未満であること。 ・ 平均消費電力、最大消費電力を提示できること。

④-2 パフォーマンス

性能要件	・ オンプレ環境に構築の場合、2 台による冗長構成（「Active-Active」または「Active-Standby」）とする ・ 障害が発生してから数秒～数分以内に復旧（※）できること。 ※利用者が NW を利用できるまでを復旧タイミングとする。 ・ 1000 台/1 分 以上の同時認証を可能とすること
------	--

④-3 機能要件

標準搭載機能	・ 端末、サーバ、プリンタ、NAS など IP アドレスを持つ機器の認証ができること ・ 未認証の端末や機器が接続された場合に接続を拒否し、また当該事象があったことを管理者に知らせる仕組みを有すること。また、そのことがログに記録されること ・ 新規に追加した端末や機器の情報をネットワーク認証システムの管理者が登録することで指定したネットワークに接続できるよう制御できること ・ まだ接続していない端末や機器について、あらかじめ必要な情報を手動で登録することによって、当該端末や機器を初めて接続した場合でも認証されアクセス可能となる対応ができること ・ 管理者の管理端末等から遠隔で設定変更が行えること ・ 標準規格 IEEE802.1X に準拠し RADIUS による認証機能を有しており、統合ネットワーク調達外の規格準拠の認証スイッチ
--------	--

	とも連携できること ・ IEEE802.1X の補完的な認証方式として、MAC 認証および Web 認証の機能を有すること ・ RFC5216 に準拠した EAP-TLS 機能を有すること ・ MAC 認証用のアカウントのデータベースは AD 側でなく本装置で作成し管理すること。データベースは運用期間の機器の増加を見込んだ数量の登録ができること ・ ブラウザ上のユーザーインターフェース機能を有し、担当者も Web UI から現在の状況を容易に確認できること ・ SNMP v1, v2c, v3 および Syslog による監視ができること ・ Syslog サーバに対して情報を送付できること ・ 未登録端末のネットワーク接続に対して、デバイス登録や、クライアント証明書の配布機能を有すること。複数で構成する場合は、本調達で行うものとする。
--	--

⑤ 認証装置（一般利用（市民向け））

以下の要件を満たす機器を必要数用意すること。

⑤-1 ハードウェア（オンプレ環境構築の場合）

台数	2 式
形状	19 インチラックに収容でき、既存 L3SW の収容枠内に納まること。(12U×2 式)
インターフェース	・ 1GbE RJ-45 インターフェースを 2 ポート以上有すること。
電源	・ AC100V、20A 未満であること。 ・ 平均消費電力、最大消費電力を提示できること。

⑤-2 パフォーマンス

性能要件	・ 障害が発生しても問題なく継続稼働すること ・ バックアップや同期を取るなどしてリカバリーを容易にすること
------	---

⑤-3 機能要件

標準搭載機能	・ 市民が利用する端末、スマホなど IP アドレスを持つ機器の認証ができること ・ 認証方式については「7.3.1 公衆無線 LAN サービスの提供」で示す認証方式と統一すること ・ 未認証の端末や機器が接続された場合に接続を拒否し、また当該事象があったことを管理者に知らせる仕組みを有すること。また、そのことがログに記録されること ・ 管理者の管理端末等から遠隔で設定変更が行えること
--------	--

	・ブラウザ上のユーザーインターフェース機能を有し、担当者も Web UI から現在の状況を容易に確認できること。
--	--

⑥ 無線 LAN コントローラー

⑥-1 提供形態（オンプレ環境構築の場合）

台数	1 式以上
形状	19 インチラックに収容でき、既存 L3SW の収容枠内に納まること。(1U×2 式)
インターフェース	・ 10/100/1000Base-T インタフェースを 2 以上有すること。 ・ SPP ポートを 2 以上有すること。
電源	・ AC100V 給電であること。

⑥-2 パフォーマンス

性能要件	・無線 LAN のアクセスポイント（以下、AP）を最大 500 台以上管理可能なこと。 ・無線 LAN のクライアントとして最大で 3,000 台以上対応可能なこと。 ・障害が発生しても問題なく無線通信が継続できること ・バックアップや同期を取るなどしてリカバリーをスムーズにできること ・クラウド環境に構築する場合、信頼性は 99.9 以上の SLA（サービスレベル合意）を提供すること
------	--

⑥-3 機能要件

標準機能	・不正な無線 AP を検知することができること。 ・AP で発生したトラフィックをグラフィカルにモニタリングできること。 ・AP に接続しているクライアント情報をモニタリングできること。 ・サポートしている VLAN 数は 4,000 以上であること。
------	---

⑦ 無線アクセスポイント（庁内 LAN 用）

⑦-1 ハードウェア

台数	195 台以上
形状	天井または壁に取り付け設置可能なこと。
インターフェース	・ 2.5GbE インターフェースを 1 ポート以上有すること。 ・ IEEE802.3at PoE 受電対応であること。既存 PoE インジェクタからの給電は許容するものとする。既存 PoE 対応が不可と判断する場合は本調達で見込むこと

⑦-2 パフォーマンス

性能要件	・大規模拠点（本庁含）設置無線アクセスポイント 2.4GHz 帯で 4×4：4、5GHz 帯で 4×4：4 ストリーム以上の規格に準拠していること。 ・小規模拠点設置無線アクセスポイント 2.4GHz 帯で 2×2：2、5GHz 帯で 2×2：2 ストリーム以上の規格に準拠していること。 ※対象拠点については別紙：本庁および出先拠点無線 LAN 設置場所一覧を参照
------	---

⑦-3 機能要件

標準搭載機能	・ IEEE802.11n/ac/ax 対応および WiFi6 認定であること ・ 2.4GHz、5GHz のデュアルラジオ対応であること ・ IEEE802.1Q タグ VLAN 機能を有すること。 ・ アンテナが内蔵されていること。 ・ オープン認証、共通鍵認証、WPA/WPA2/WPA3 の事前共有鍵認証、IEEE802.1X 認証に対応していること。 ・ ネットワーク認証システムのオーセンティケータとして動作できること ・ SSID ごとに VLAN を割り当てる機能を有すること。 ・ ステルス機能（SSID の隠蔽）の機能を有すること。 ・ 簡易な手順で復旧可能な機能を有すること（AP 障害時に、一般職員による容易なオペレーションで、ファーム・コンフィグ情報をリカバリし、稼働状態にできること）
--------	--

⑧ 無線アクセスポイント（公共施設 LAN 用【小・中規模施設用】）

⑧-1 ハードウェア

台数	親機利用 75 台※1、子機利用 50 台※2
形状	天井または壁に取り付け設置可能なこと。 平台等にそのまま置くことが可能な形状であること。

※1 親機利用とは、対象施設の ONU やルータと接続して利用する無線アクセスポイントを示す。

※2 子機利用とは、公衆無線 LAN サービスの提供範囲を拡大するために、親機の電波を無線により延伸する目的で利用する無線アクセスポイントを示す。ただし、本業務の提案内容によっては、子機としての利用想定を変更する場合がある。

⑧-2 パフォーマンス

性能要件	・ 同時接続台数が 25 台以上であること。 ・ 本仕様書中 7.2.1 ②で示す要件を満たすこと。
------	---

⑧-3 機能要件

標準搭載機能	・ IEEE802.11ax/ac/n/a/b/g をサポートしていること ・ PoE 受電対応であること。 ・ ステルス機能（SSID の隠蔽）の機能を有すること。 ・ LAN 配線ができない場所に無線アクセスポイントを設置する場合、中継機能等を使用して無線アクセスポイント間で通信が可能であること。（公衆無線 LAN サービス提供可能エリアの延伸を目的とするもの。） ・ SSID は発注者が指定する任意の名称が設定できること。 ・ 複数の SSID を同時に使用できること。 ・ 無線アクセスポイントと利用者端末間の通信を暗号化できること。 ・ 2.4 GHz 帯と 5 GHz 帯の周波数を同時送受信できることが望ましい。（無線アクセスポイント同士の通信は 2.4 GHz、利用者端末との通信には 5GHz 等。）
--------	--

⑨ 無線アクセスポイント（公共施設 LAN 用【大規模施設用】）

⑨-1 ハードウェア

台数	20 台
形状	天井または壁に取り付け設置可能なこと。 平台等にそのまま置くことが可能な形状であること。

⑨-2 パフォーマンス

性能要件	・ 同時接続台数が 50 台以上であること。 ・ 本仕様書中 7.2.1 ②で示す要件を満たすこと。
------	---

⑨-3 機能要件

標準搭載機能	・ IEEE802.11ax/ac/n/a/b/g をサポートしていること ・ PoE 受電対応であること。 ・ ステルス機能（SSID の隠蔽）の機能を有すること。 ・ LAN 配線ができない場所に無線アクセスポイントを設置する場合、中継機能等を使用して無線アクセスポイント間で通信が可能であること。（公衆無線 LAN サービス提供可能エリアの延伸を目的とするもの。） ・ SSID は発注者が指定する任意の名称が設定できること。 ・ 複数の SSID を同時に使用できること。 ・ 無線アクセスポイントと利用者端末間の通信を暗号化できること。
--------	---

⑩ PoE 機能搭載スイッチングハブ

⑩-1 ハードウェア

台数	3 台
インタフェース	・ 10/100/1000BASE-T ポート ・ ポート数は 16 ポート以上を有すること。 ・ IEEE802.3at PoE 給電対応であること。 ・ 給電ポートを 15 ポート以上有すること。

⑩-2 パフォーマンス

性能要件	・ 1 ポート当たりの最大給電能力を 30W 以上とすること。 ・ 全体の最大給電能力を 240W 以上とすること。
------	---

⑩-3 機能要件

標準搭載機能	・ PoE 給電が可能なこと。
--------	---

別紙1-1) 本庁および出先拠点無線アクセスポイント設置場所一覧

項番	施設名	住所	規模・性能	台数	設置パターン	
					天井	平置き
1	本庁	東広島市西条栄町8番29号	大規模拠点	69	64	5
2	黒瀬支所	東広島市黒瀬町丸山1333番地	大規模拠点	7	3	4
3	福富支所	東広島市福富町久芳1545番地1	大規模拠点	4	0	4
4	豊栄支所	東広島市豊栄町鍛冶屋963番地2	大規模拠点	4	0	4
5	河内支所	東広島市河内町中河内1166番地	大規模拠点	2	0	2
6	安芸津支所	東広島市安芸津町三津5556番地1	大規模拠点	4	0	4
7	八本松出張所	東広島市八本松町原10128-200	小規模拠点	1	0	1
8	高屋出張所	東広島市高屋町杵原1334番地2	小規模拠点	1	0	1
9	志和出張所	東広島市志和町志和堀4123番地6	小規模拠点	1	0	1
10	消防局	東広島市西条町助実1173番地1	大規模拠点	9	0	9
11	東分署	東広島市河内町入野2076番地1	小規模拠点	1	0	1
12	西分署	東広島市八本松西五丁目1番6号	小規模拠点	1	0	1
13	南分署	東広島市黒瀬町大多田1496番地5	小規模拠点	1	0	1
14	北分署	東広島市豊栄町乃美1118番地3	小規模拠点	1	0	1
15	安芸津分署	東広島市安芸津町三津4711番地1	小規模拠点	1	0	1
16	高屋分署	東広島市高屋うめの辺3番19号	小規模拠点	1	0	1
17	竹原消防署	竹原市中央四丁目13番1号	小規模拠点	1	0	1
18	忠海分署	竹原市忠海中町二丁目25番1号	小規模拠点	1	0	1
19	大崎上島分署	豊田郡大崎上島町東野4154番地1	小規模拠点	1	0	1
20	寺西保育所	東広島市西条町寺家7735-3	小規模拠点	3	2	1
21	西条東保育所	東広島市西条西本町11 - 24	小規模拠点	3	2	1
22	板城保育所	東広島市西条町森近966 - 1	小規模拠点	3	2	1
23	郷田保育所	東広島市西条町郷曾11133 - 2	小規模拠点	3	2	1
24	高屋東保育所	東広島市高屋町白市631 - 1	小規模拠点	3	2	1
25	小谷保育所	東広島市高屋町小谷1694	小規模拠点	3	2	1
26	高屋中央保育所	東広島市高屋町中島407	小規模拠点	3	2	1
28	板城西保育所	東広島市黒瀬町小多田438-1	小規模拠点	3	2	1
29	上黒瀬保育所	東広島市黒瀬町南方1411	小規模拠点	3	2	1
30	乃美尾保育所	東広島市黒瀬町乃美尾2131	小規模拠点	3	2	1
31	中黒瀬保育所	東広島市黒瀬町丸山1453-4	小規模拠点	3	2	1
32	暁保育所	東広島市黒瀬町津江857	小規模拠点	3	2	1
33	吉川保育所	東広島市八本松町吉川351 - 1	小規模拠点	2	1	1
34	原保育所	東広島市八本松町原6782 - 1	小規模拠点	3	2	1
35	造賀保育所	東広島市高屋町造賀3686	小規模拠点	3	2	1
36	志和堀保育所	東広島市志和町志和堀839-6	小規模拠点	2	1	1
37	認定こども園たけに	東広島市福富町下竹仁534-2	小規模拠点	1	0	1
38	認定こども園とよさか	東広島市豊栄町鍛冶屋577-1	小規模拠点	3	2	1
39	河内西保育所	東広島市河内町河戸802-2	小規模拠点	1	0	1
40	三津保育所	東広島市安芸津町三津5545-2	小規模拠点	3	2	1
41	風早保育所	東広島市安芸津町風早367-3	小規模拠点	3	2	1
42	木谷保育所	東広島市安芸津町木谷11218-1	小規模拠点	3	2	1
43	認定こども園くば	東広島市福富町久芳3327	小規模拠点	3	2	1
44	西条学校給食センター	東広島市西条中央七丁目23番41号	小規模拠点	1	0	1
45	東広島学校給食センター	東広島市田口研究団地8番5号	小規模拠点	1	0	1
46	北部学校給食センター	東広島市福富町久芳4361-1	小規模拠点	1	0	1
47	安芸津学校給食センター	東広島市安芸津町風早3183-1	小規模拠点	1	0	1
48	御園宇幼稚園	東広島市鏡山三丁目6番27号	小規模拠点	3	2	1
49	水道局	東広島市西条中央二丁目5番18号	大規模拠点	4	0	4
50	ミライノ	東広島市西条岡町10-10 べに屋ビル1階	小規模拠点	1	1	0
51	サンスクウェア	東広島市西条西本町28番6号	小規模拠点	2	0	2
52	出土文化財管理センター	東広島市河内町中河内651番地7	小規模拠点	2	0	2
53	園芸センター	東広島市志和町別府10247番地	小規模拠点	1	0	1
	合計			191	110	81

※ 無線アクセスポイントの性能については、別紙「東広島市庁内LAN構築及び公衆無線LANサービス提供業務調達仕様書」中、別表3「ハードウェア要件」⑥のとおり

別紙1-2) 公共施設無線LANアクセスポイント設置場所一覧

項番	区分	施設名	住所	アクセスポイント					PoEインジェクター	ACアダプター	PoE機能搭載スイッチングハブ	機器納入期限※1	設置完了期限※2	備考	
				設置方法	設置作業の有無	設置数（親機利用）	設置数（子機利用）	撤去作業の有無	規格・性能※3	設置数	設置数				設置数
1	その他	JR寺家駅	広島県東広島市寺家駅前5	天井付	必須	1	0	必須	大規模施設用	1	0	0	—	令和7年12月28日	駅舎内自由通路の天井（天井高 4m程度）
2	その他	JR西条駅	広島県東広島市西条本町12-3	天井付	必須	1	0	必須	大規模施設用	1	0	0	—	令和7年12月28日	駅舎内待合室の天井（天井高 3m～4m程度）
3	その他	安芸津港	広島県東広島市安芸津町三津4215-16	平置き	任意	1	0	任意	小・中規模施設用	1	0	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
4	図書館	サンスクエア児童青少年図書館	広島県東広島市西条西本町 2 8 - 6	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
5	図書館	河内こども図書館	広島県東広島市河内町中河内1166	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
6	図書館	黒瀬図書館	広島県東広島市黒瀬町菅田10	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
7	図書館	中央図書館	広島県東広島市西条中央7丁目25-11	天井付	必須	2	0	必須	大規模施設用	2	0	0	—	令和7年12月28日	1階、2階スペースにそれぞれ1個ずつ。（天井高 3m～4m程度）
8	図書館	福富図書館	広島県東広島市福富町久芳1545番地1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
9	生涯学習センター	東広島市安芸津生涯学習センター	広島県東広島市安芸津町三津4398番地	天井付	必須	2	2	必須	小・中規模施設用	2	2	0	—	令和7年12月28日	
10	生涯学習センター	東広島市黒瀬生涯学習センター	広島県東広島市黒瀬町菅田10	平置き	任意	1	0	任意	小・中規模施設用	1	0	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
11	生涯学習センター	東広島市豊栄生涯学習センター	広島県東広島市豊栄町鍛冶屋 2 7 1	平置き	任意	1	0	任意	小・中規模施設用	1	0	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
12	児童館	安芸津児童館	広島県東広島市安芸津町風早3092番地1	平置き	任意	1	0	任意	小・中規模施設用	1	0	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
13	児童館	黒瀬児童館	広島県東広島市黒瀬町丸山1450番地1	平置き	任意	1	0	任意	小・中規模施設用	1	0	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
14	児童館	児童青少年センター	広島県東広島市西条西本町 2 8 - 6	平置き	任意	1	0	任意	小・中規模施設用	1	0	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
15	集会所	南方会館	広島県東広島市黒瀬町南方 1 4 0 8 - 1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
16	集会所	乃美尾会館	広島県東広島市黒瀬町乃美尾 2 1 3 1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
17	地域センター	東広島市安宿地域センター	広島県東広島市豊栄町安宿 3 8 7 8 - 1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
18	地域センター	東広島市宇山地域センター	広島県東広島市河内町宇山1481	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
19	地域センター	東広島市河戸地域センター	広島県東広島市河内町河戸 2 0 8 0 - 1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
20	地域センター	東広島市河内地域センター	広島県東広島市河内町中河内 1 1 6 6	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
21	地域センター	東広島市吉原地域センター	広島県東広島市豊栄町吉原2243番地1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
22	地域センター	東広島市吉川地域センター	広島県東広島市八本松町吉川1435-1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
23	地域センター	東広島市久芳地域センター	広島県東広島市福富町久芳 1 5 4 5 - 1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
24	地域センター	東広島市郷田地域センター	広島県東広島市西条町郷田 1 1 3 0 - 5	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
25	地域センター	東広島市原地域センター	東広島市八本松町原3561	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
26	地域センター	東広島市戸野地域センター	広島県東広島市戸内町戸野738	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
27	地域センター	東広島市御園宇地域センター	東広島市西条町御園宇7200	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
28	地域センター	東広島市高屋西地域センター	広島県東広島市高屋町片原 1 3 1 6 - 1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
29	地域センター	東広島市高屋東地域センター	東広島市高屋町白市550	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
30	地域センター	東広島市高美が丘地域センター	東広島市高屋高美が丘4丁目34-2	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
31	地域センター	東広島市三ツ城地域センター	広島県東広島市西条下見 5 丁目 4 - 8	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
32	地域センター	東広島市三永地域センター	東広島市西条町下三永10927-1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
33	地域センター	東広島市志和堀地域センター	広島県東広島市志和町志和堀 8 5 7	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
34	地域センター	東広島市寺西地域センター	広島県東広島市西条町寺家 3 1 6 6 番地 1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
35	地域センター	東広島市小谷地域センター	広島県東広島市高屋町小谷 5 5 6 0	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
36	地域センター	東広島市小田地域センター	東広島市河内町小田2182	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
37	地域センター	東広島市上戸野地域センター	広島県東広島市福富町上戸野 2 5 5 5	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
38	地域センター	東広島市清武西地域センター	広島県東広島市豊栄町清武 3 7 5 6 - 1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
39	地域センター	東広島市清武地域センター	広島県東広島市豊栄町鍛冶屋603	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
40	地域センター	東広島市西志和地域センター	東広島市志和町七条枇杷1737番地1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
41	地域センター	東広島市川上地域センター	東広島市八本松飯田8丁目19-49	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
42	地域センター	東広島市造賀地域センター	広島県東広島市高屋町造賀3638-1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
43	地域センター	東広島市竹仁地域センター	東広島市福富町下竹仁501-11	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
44	地域センター	東広島市東志和地域センター	東広島市志和町志和東3887-1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
45	地域センター	東広島市東西条地域センター	東広島市西条土与丸2丁目3-4	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
46	地域センター	東広島市入野地域センター	広島県東広島市河内町入野 2 6 5 0 番地3	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
47	地域センター	東広島市乃美地域センター	広島県東広島市豊栄町乃美 3 1 6 3	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
48	地域センター	東広島市能良地域センター	広島県東広島市豊栄町能良 1 5 7 4 - 1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
49	地域センター	東広島市八本松地域センター	広島県東広島市八本松南2丁目1-1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
50	地域センター	東広島市板城地域センター	東広島市西条町馬木565-1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
51	地域センター	東広島市風早地域センター	広島県東広島市安芸津町風早1214-1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
52	地域センター	東広島市平岩地域センター	東広島市西条町寺家520-12	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
53	地域センター	東広島市木谷地域センター	広島県東広島市安芸津町木谷 4 1 2 7 - 2	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
54	福祉センター	安芸津文化福祉センター	広島県東広島市安芸津町三津4398	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
55	福祉センター	河内保健福祉センター	広島県東広島市河内町中河内1206-1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
56	福祉センター	黒瀬保健福祉センター	広島県東広島市黒瀬町丸山 1 2 8 6 - 1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
57	福祉センター	総合福祉センター	広島県東広島市西条町土与丸 1 1 0 8	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
58	福祉センター	豊栄保健福祉センター	広島県東広島市豊栄町乃美2841-1	平置き	任意	1	1	任意	小・中規模施設用	1	1	0	令和7年11月30日	令和7年12月28日	
59	その他	東広島市芸術文化ホールくらら	広島県東広島市西条栄町7-19	天井付	必須	4	0	必須	大規模施設用	4	0	0	—	令和7年12月28日	1階、2階共用スペース天井内に設置（天井高4m～6m程度）
60	その他	東広島市立美術館	広島県東広島市西条栄町9-1	天井付	必須	13	0	必須	小・中規模施設用	13	0	0	—	令和7年12月28日	天井内に設置（天井高4m～5m程度）
61	その他	黒瀬交通結節点待合所	広島県東広島市黒瀬町	平置き	必須	1	0	必須	小・中規模施設用	1	0	0	—	令和7年12月28日	
62	その他	高屋情報ラウンジ（あったかや）	広島県東広島市高屋町中島450番地5	天井付	必須	2	0	必須	大規模施設用	2	0	0	—	令和7年12月28日	
63	その他	東広島運動公園体育館	東広島市西条町田口67-1	天井付	必須	10	0	不要	大規模施設用	10	0	3	—	令和8年2月28日	
64	その他	高屋複合地域センター（仮称）	広島県東広島市高屋町	天井付	不要	5	0	不要	小・中規模施設用	5	0	0	令和7年11月30日	—	設置作業は不要
合計							95	50		95	50	3			

注釈

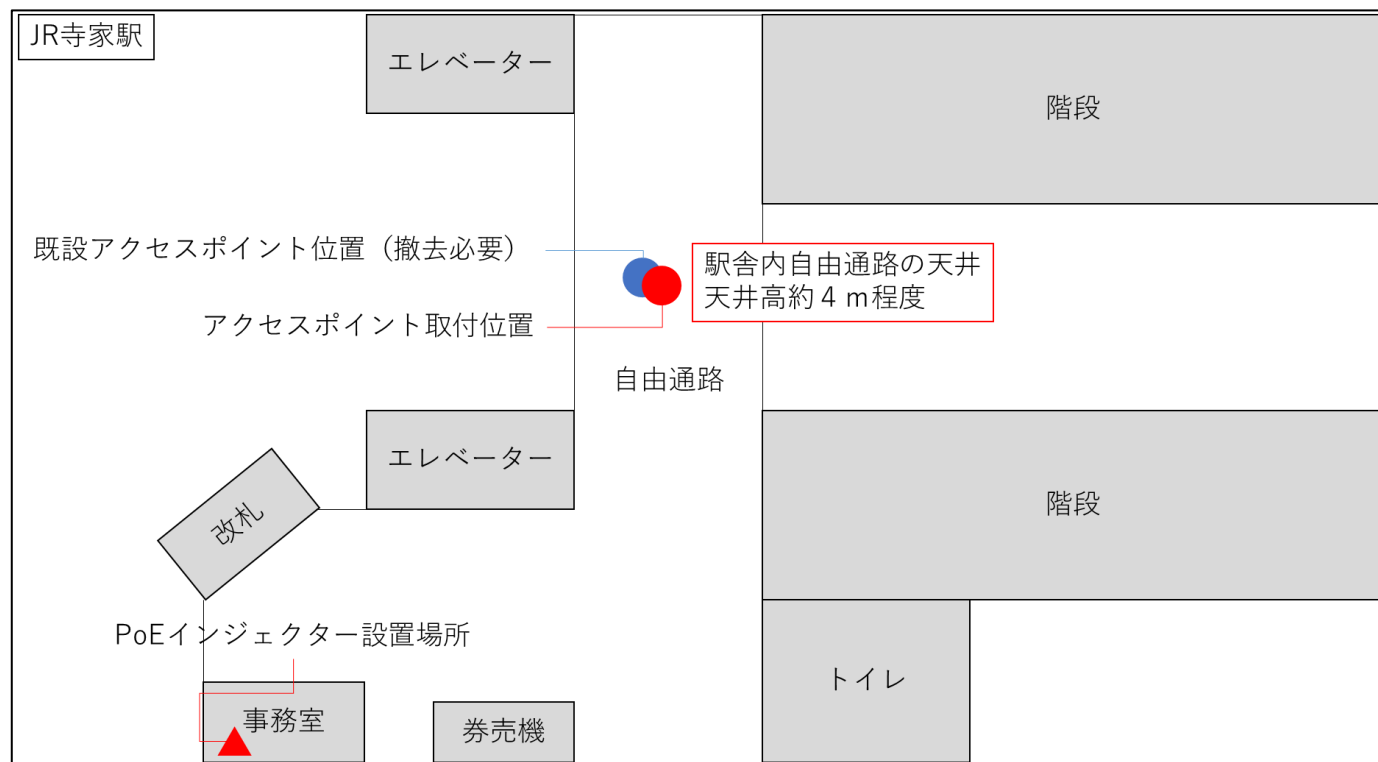
※1 現地への設置作業を受注者により実施しない場合の機器の納入期日

※2 現地への設置作業を受注者により実施する場合の設置期日

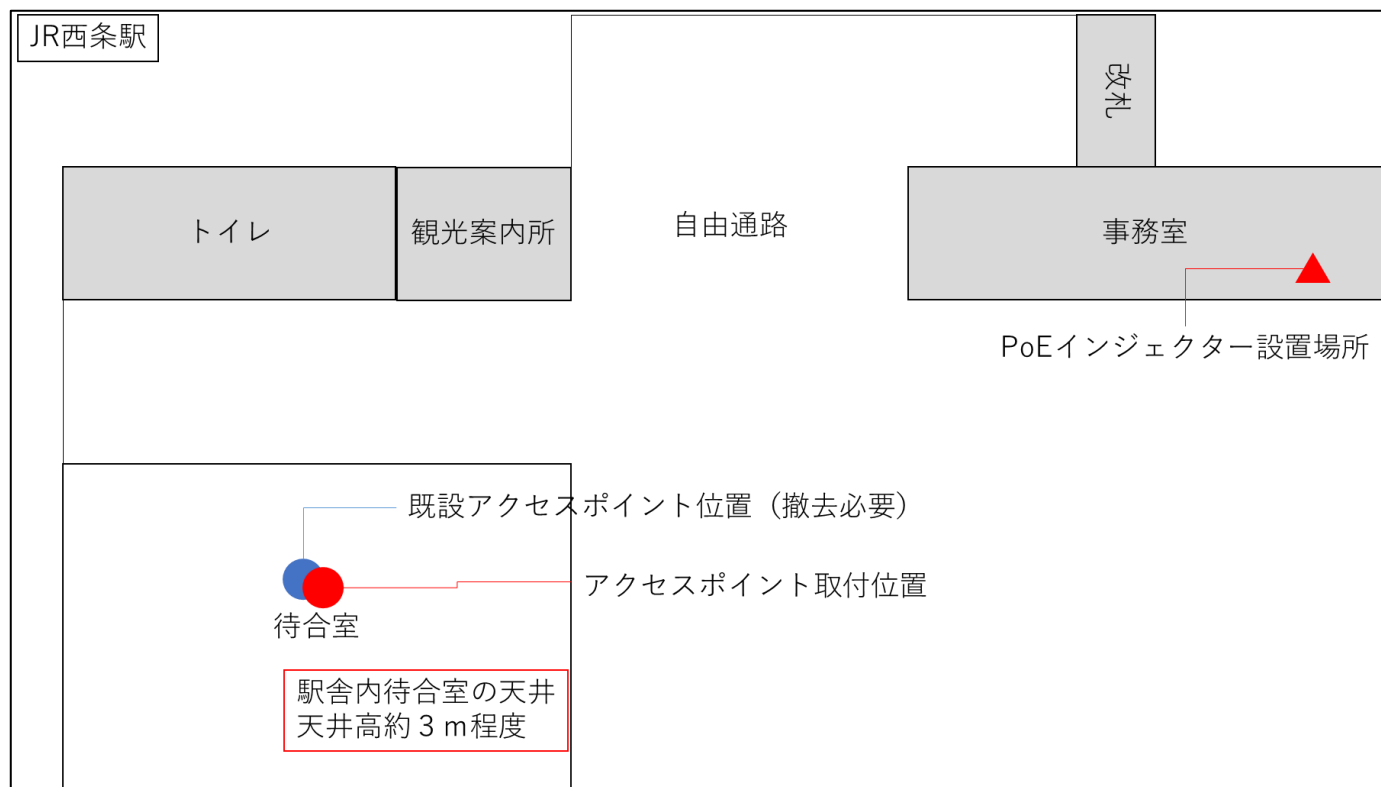
※3 無線アクセスポイントの性能・規格については、別紙「東広島市庁内LAN構築及び公衆無線LANサービス提供業務調達仕様書」中、別表3「ハードウェア要件」のとおり

別紙 2_公共施設無線 LAN アクセスポイント設置図

JR 寺家駅

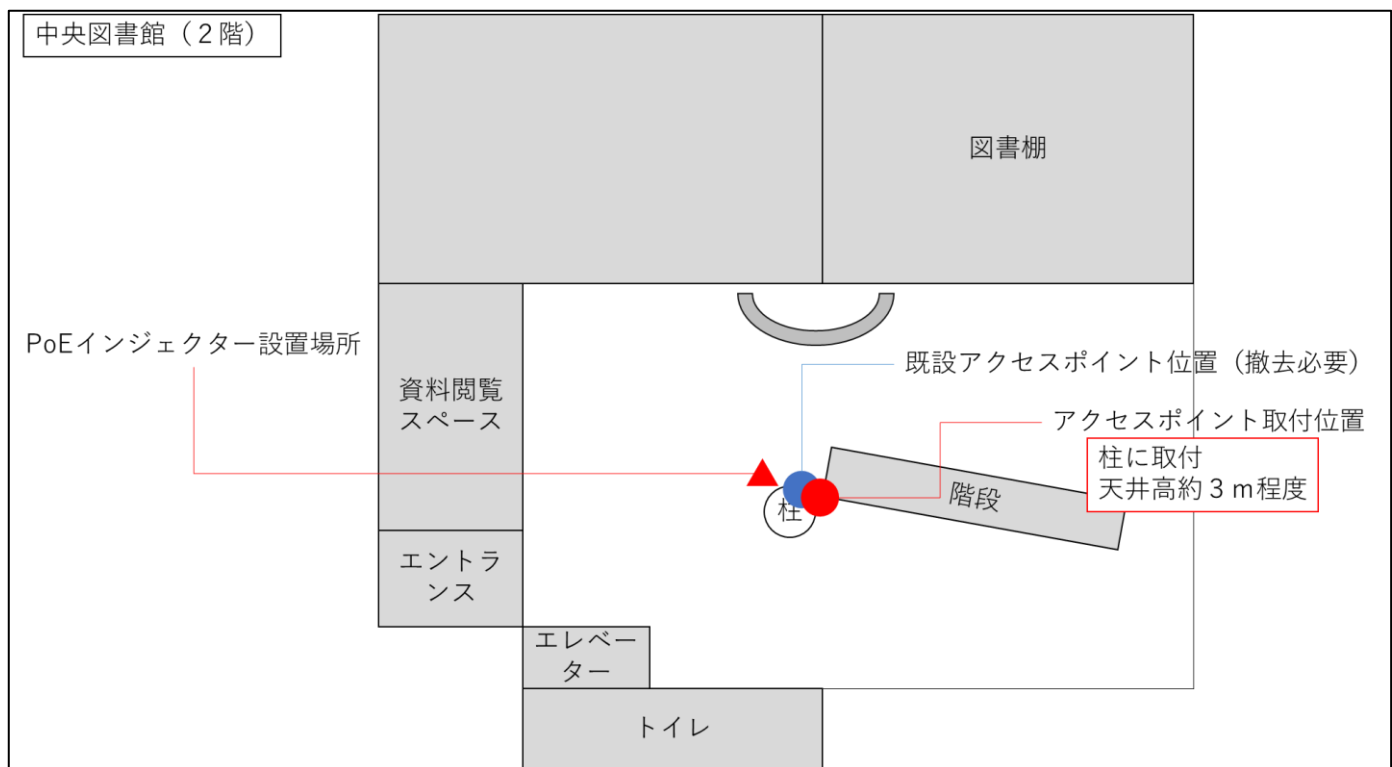
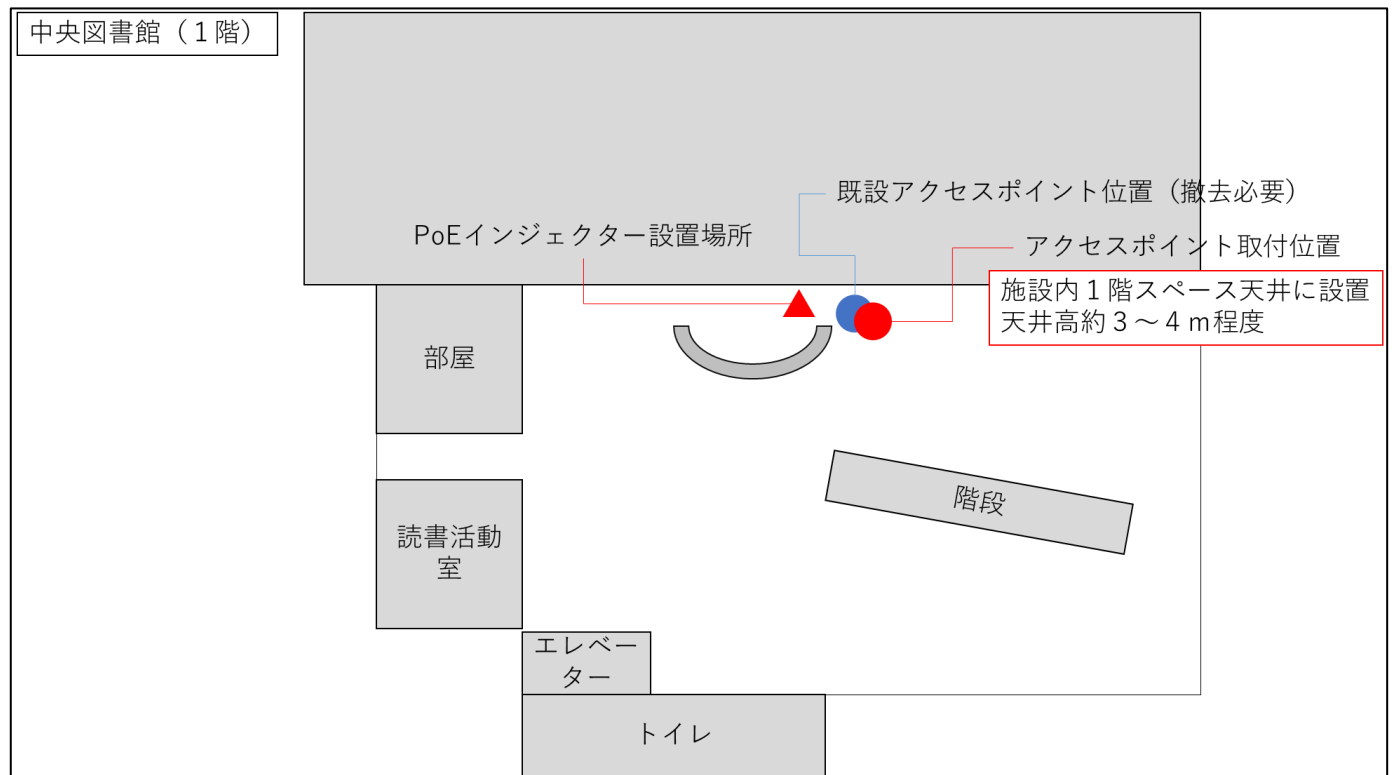


JR 西条駅



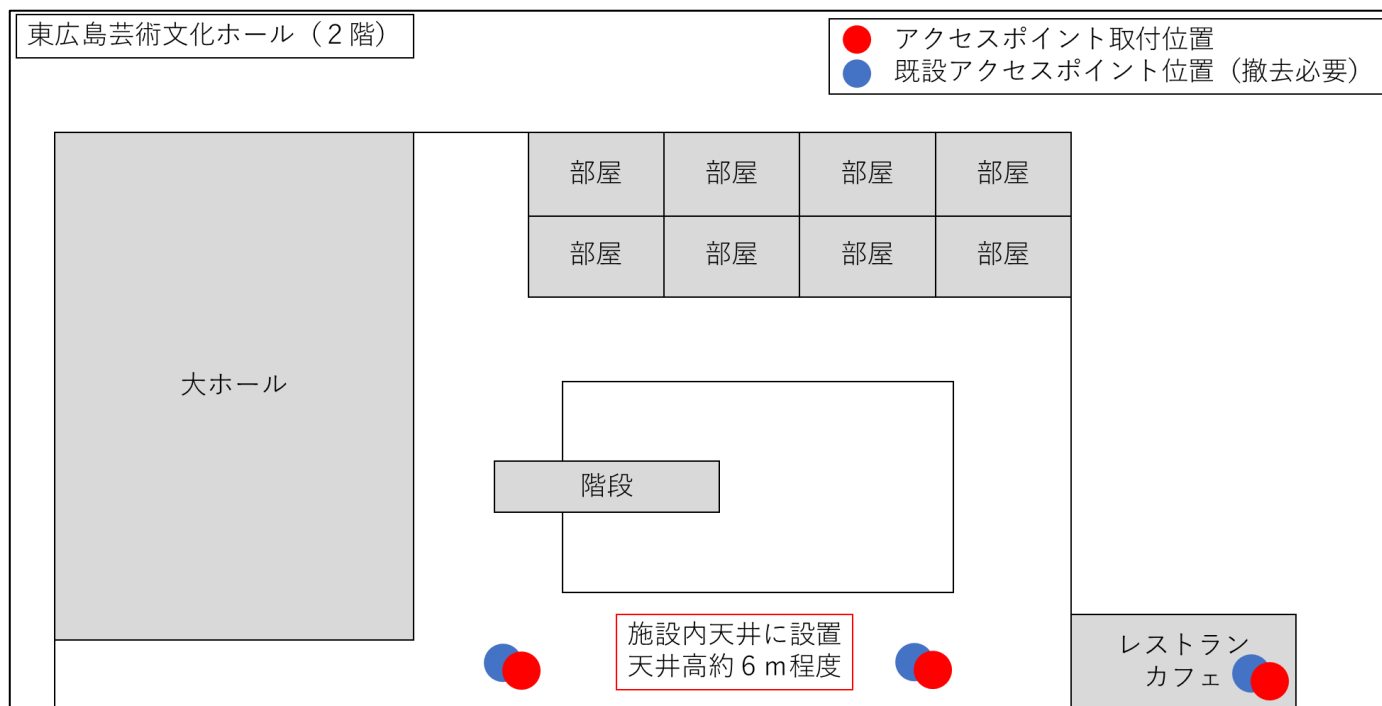
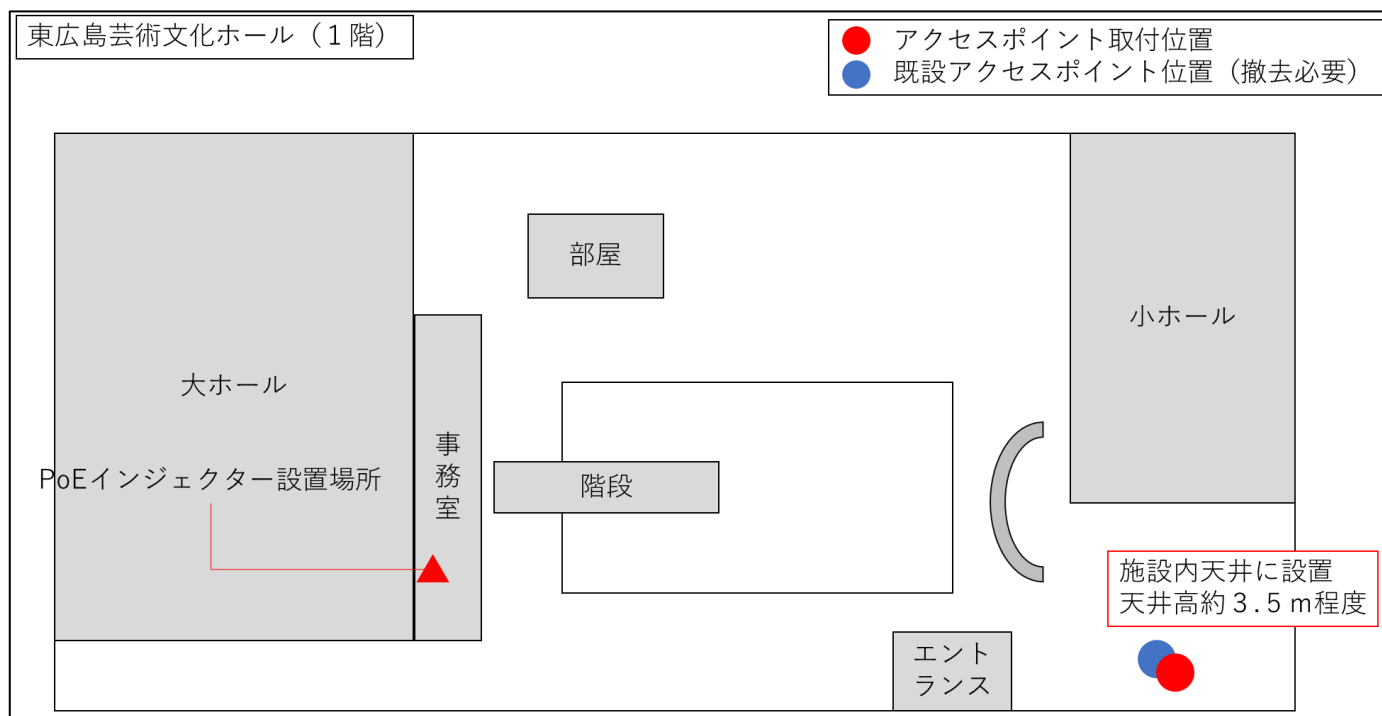
別紙 2_公共施設無線 LAN アクセスポイント設置図

中央図書館

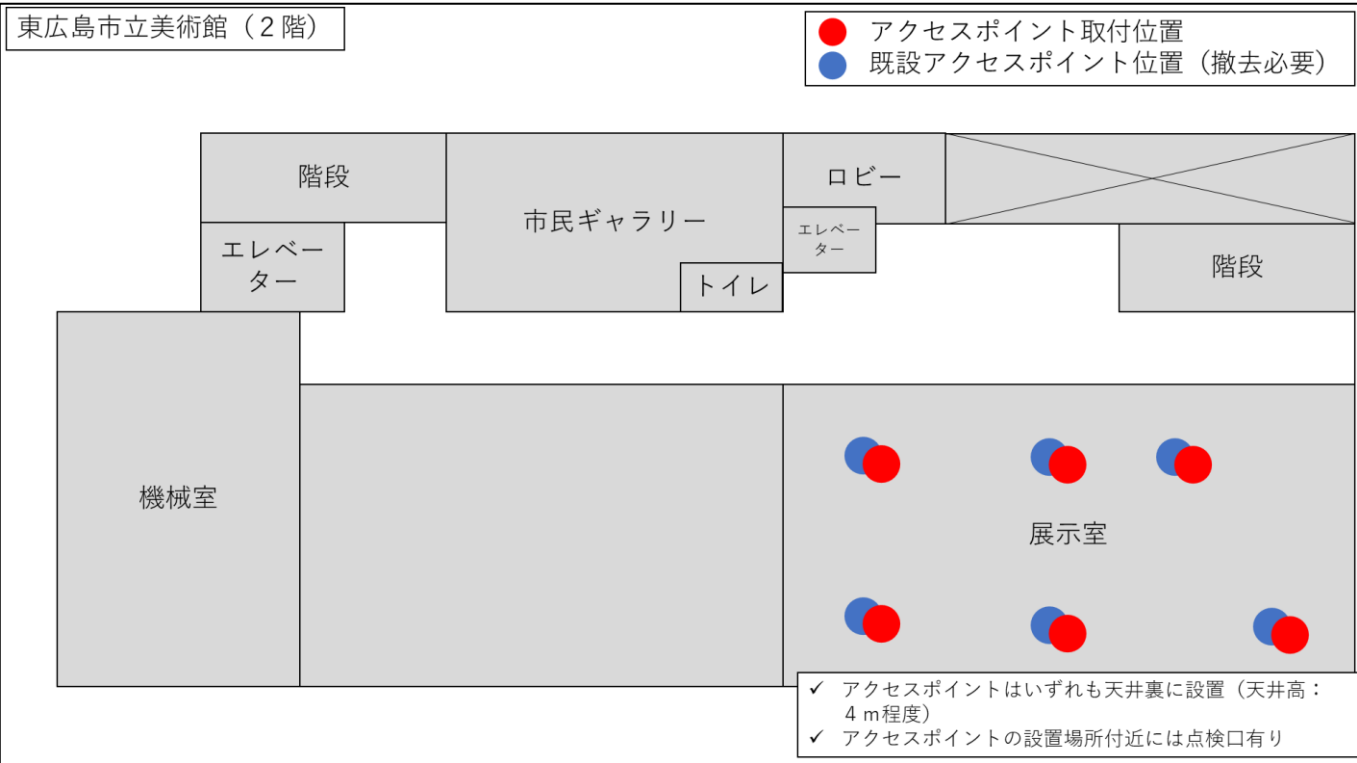
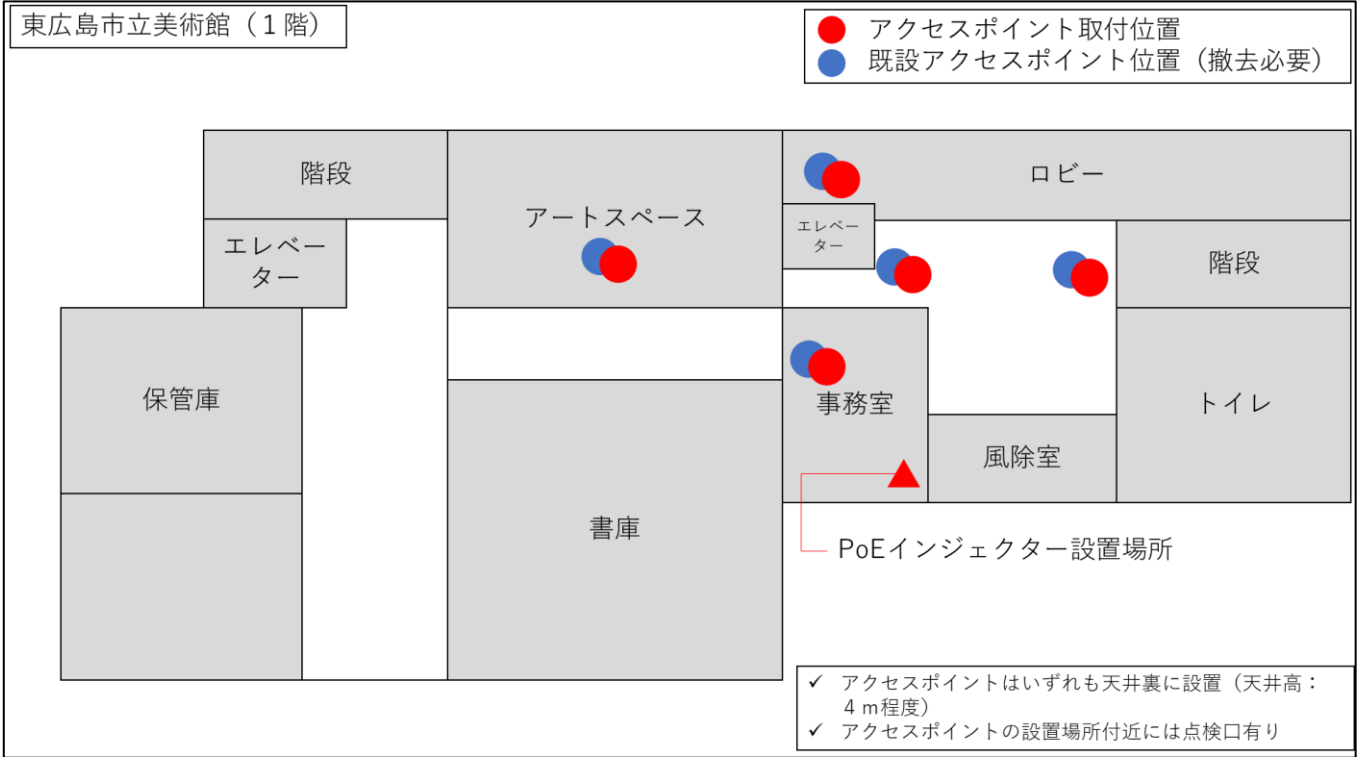


別紙 2_公共施設無線 LAN アクセスポイント設置図

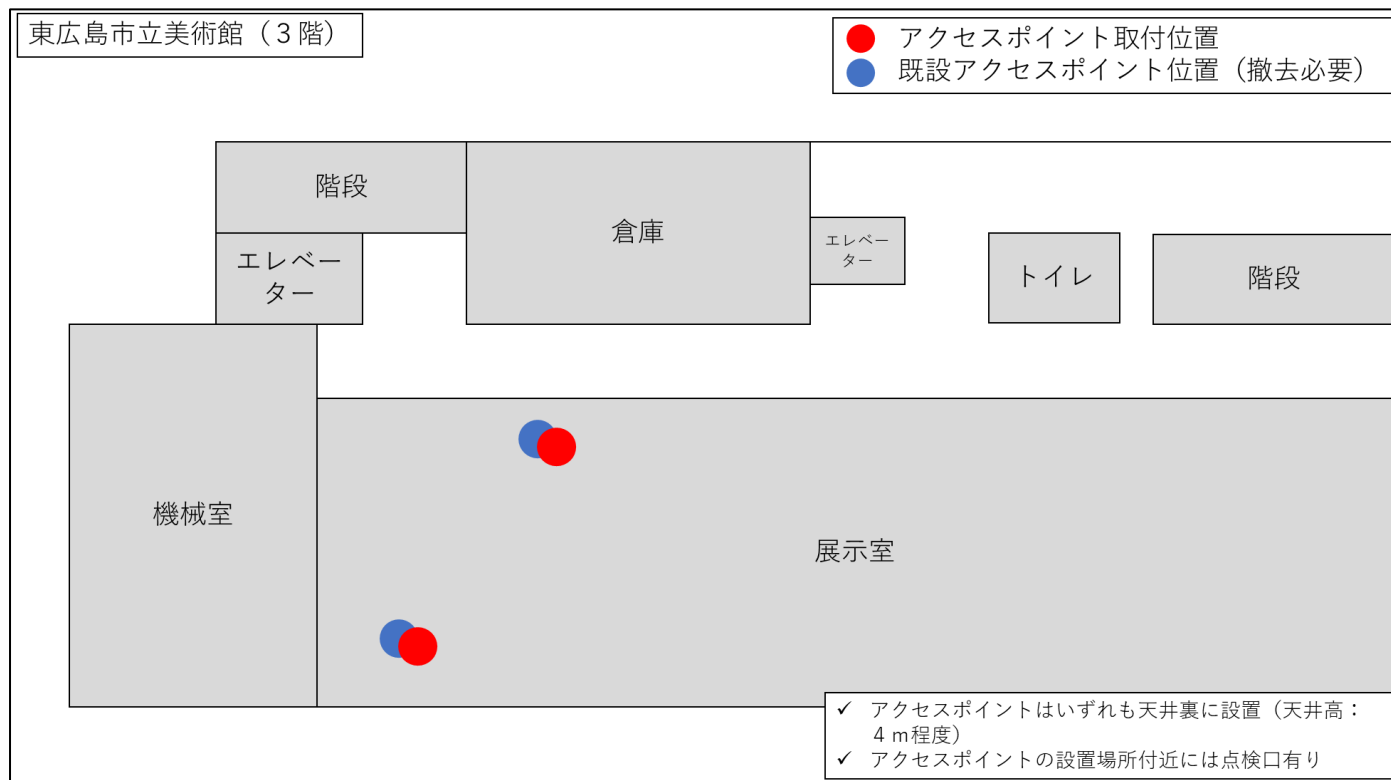
東広島芸術文化ホール



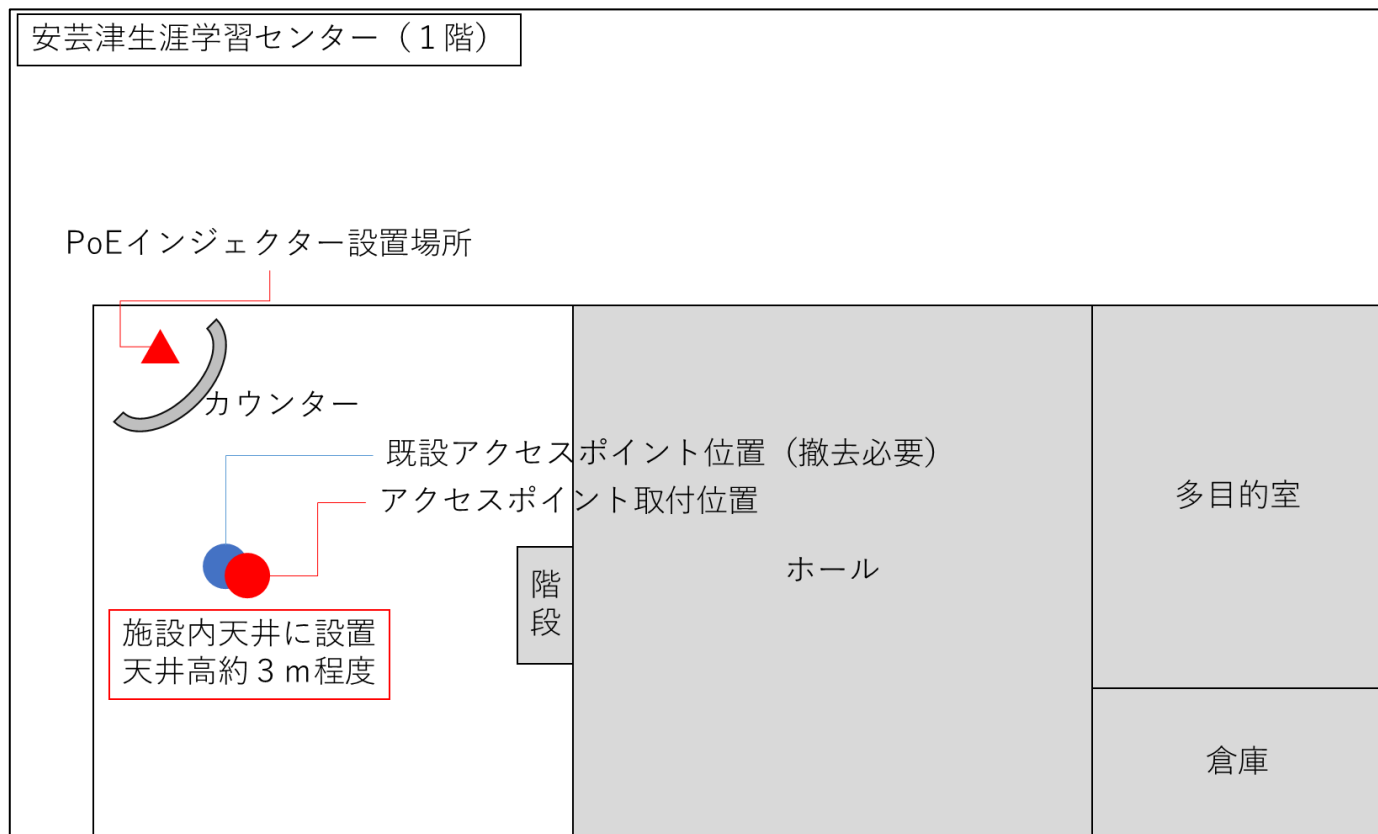
東広島市美術館



別紙 2_公共施設無線 LAN アクセスポイント設置図

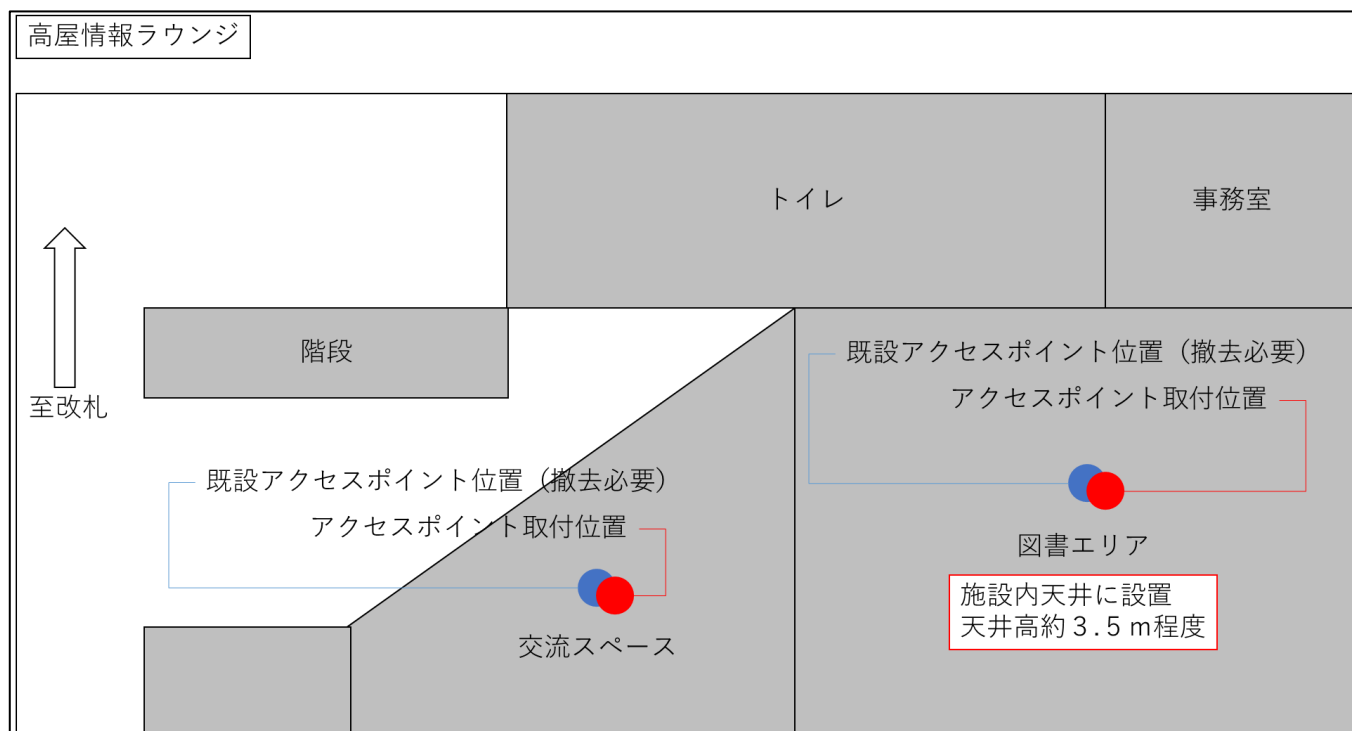


安芸津生涯学習センター

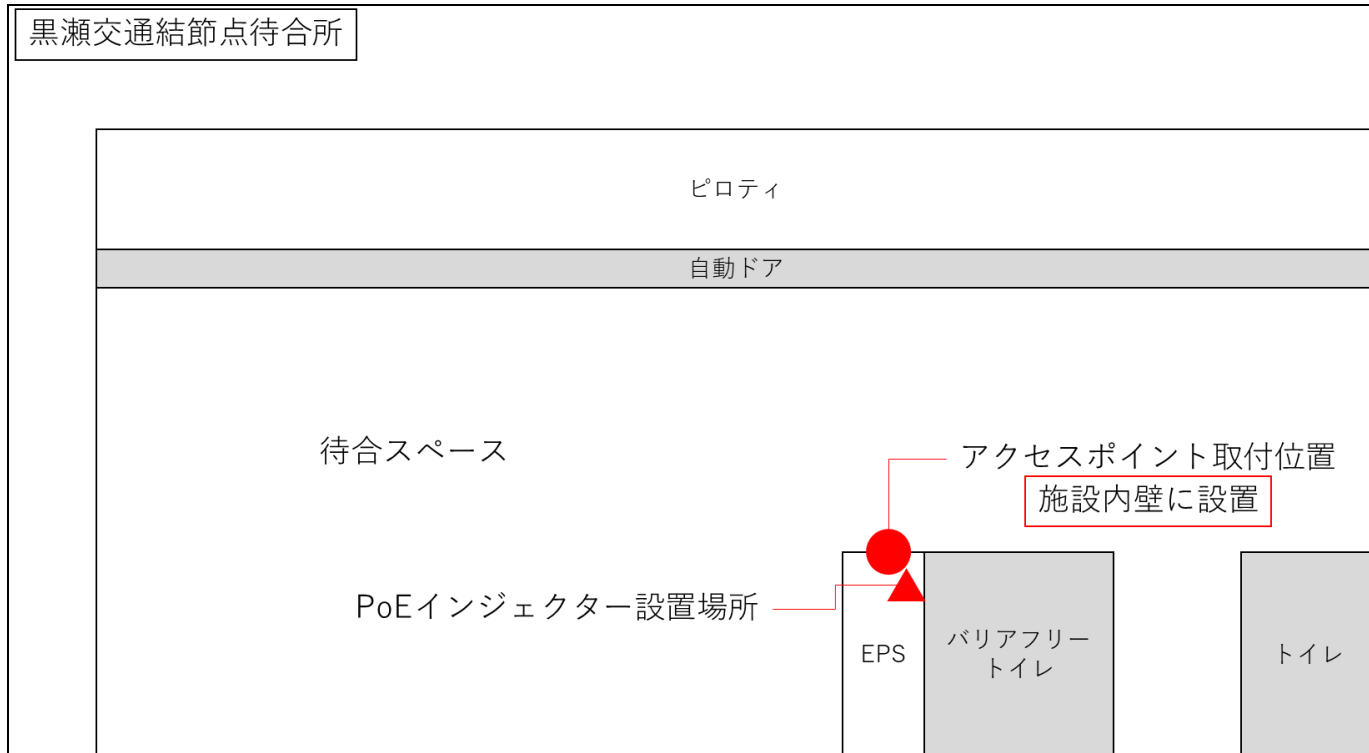


別紙 2_公共施設無線 LAN アクセスポイント設置図

高屋情報ラウンジ（あったかや）



黒瀬交通結節点待合所



東広島運動公園

